第5次
妙高市農業・農村基本計画

～未来につなぐ　時代と歩む農業の発展と農村の維持～

妙高市
Myoko City

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

妙高市は持続可能な開発目標（SDGｓ）を支援しています。
Myoko City supports sustainable development goals.

― 目　次 ―

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第２章　農業・農村の現状と主要課題

１　農業・農村の現状と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　農業者・消費者等の意向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
３　農業・農村の主要課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

第３章　農業・農村の目指すべき方向

１　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
２　基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第４章　基本指針を実現するための施策

Ⅰ　持続可能な農業経営の推進

１　農業経営の安定化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
２　担い手の確保と育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
３　六次産業化の促進と直売所の販売力強化・・・・・・・・・・・・・・・３５

Ⅱ　農村の保全と活用

１　優良農地の確保と農地利用の最適化の推進・・・・・・・・・・・・・・３８
２　農地・農業用施設の適切な維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

Ⅲ　環境負荷を低減する農業の推進

１　環境負荷を低減する農業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

Ⅳ　交流・体験から移住・定住と就農への促進

１　都市と農村の交流拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
２　暮らし体験から移住・定住と就農への促進・・・・・・・・・・・・・・４９

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

本市の農業・農村を取り巻く情勢は、認定農業者等の担い手に農地集積が進む中で、水稲中心から園芸を含む複合経営への転換が進んでおらず、また、米価は米の需給バランス等により変動を受けやすく、農業の生産コスト増加に伴い収益性が低下していることから、生産者が営農を継続するための所得安定化が図られていません。また、人口減少に伴う農業従事者の減少や農業経営体における後継者不足、中山間地域等での耕作放棄地の増加等の課題を抱えています。このような中、将来に渡り持続可能な農業・農村づくりを進めていくため、その指針となる「第５次妙高市農業・農村基本計画（以下「本計画」という。)」を策定するものです。

２　計画策定の背景

（１）農業・農村を取り巻く情勢の変化

国全体の人口減少に伴う米需要と価格の低迷、農業資材等のコスト増と不十分な価格転嫁、農業従事者の高齢化・減少などによる農業構造の脆弱化、耕作放棄地の増加、地球温暖化の進行に伴う干ばつ頻度の増加などにより、農業・農村を取り巻く情勢が変化してきています。

（２）現行計画の計画期間の終了

令和元（2019）年度に策定した「第４次妙高市農業・農村基本計画（以下「第４次計画」という。)」の計画期間が令和６（2024）年度をもって終了します。

（３）国の「食料・農業・農村基本法」の改正

農政の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法の改正案が令和６（2024）年５月 29 日に成立しました。法改正は平成 11（1999）年の施行から初めて行われたものですが、改正法では、

○『食料安全保障の確保』
○『環境と調和のとれた食料システムの確立』
○『多面的機能の発揮』
○『農業の持続的な発展』
○『農村の振興』

を基本理念として掲げています。

（４）国の「みどりの食料システム戦略」の取組方向

令和４（2022）年３月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーション（技術革新）で実現することを掲げ、

○『2050 年までに農林水産業の CO2 ゼロエミッション化の実現』
○『2050 年までに化学農薬使用量(リスク換算)の 50％低減』
○『2050 年までに輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料使用量の 30％低減』

○『2050 年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25%に拡大』
等を重要業績評価指標としています。

3　計画の位置付け

本計画は、国の「食料・農業・農村基本法」及び「みどりの食料システム戦略」、並びに「新潟県総合計画（農林水産部、農地部の個別計画）」を踏まえつつ、本市の実情に対応した施策を盛り込むとともに、「第４次妙高市総合計画」の農業分野の施策をより具体化する個別計画として位置付けます。

なお、本計画の各施策に基づく事業の実施計画は、毎年度の予算編成作業と合わせて別途作成します。

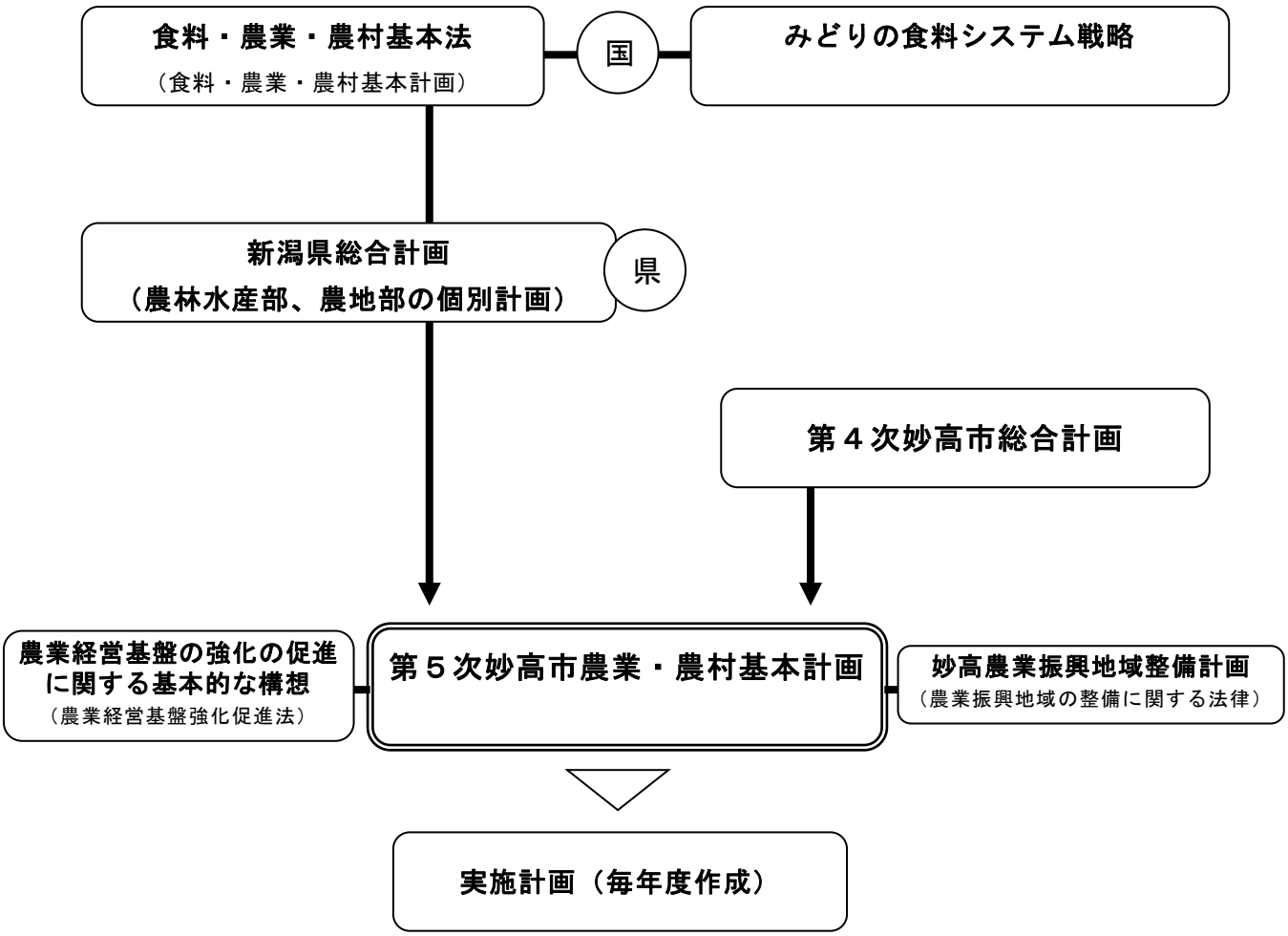

4　計画の期間

本計画の計画期間は、「第４次妙高市総合計画」の計画期間と合わせ、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間とします。

第２章　農業・農村の現状と主要課題

１　農業・農村の現状と問題点

（１）農業経営について

①　基幹作物は水稲

本市では、耕地面積2,730haの約86%が水田となっています。また、水田作付面積2,093haの約73%を主食用米が占めており、米を基幹作物とする水稲単一経営農家が主となっていることから、今後も需要に応じた米生産と農家経営の安定化に向けて、収益性の高い園芸作物の導入を図る必要があります。

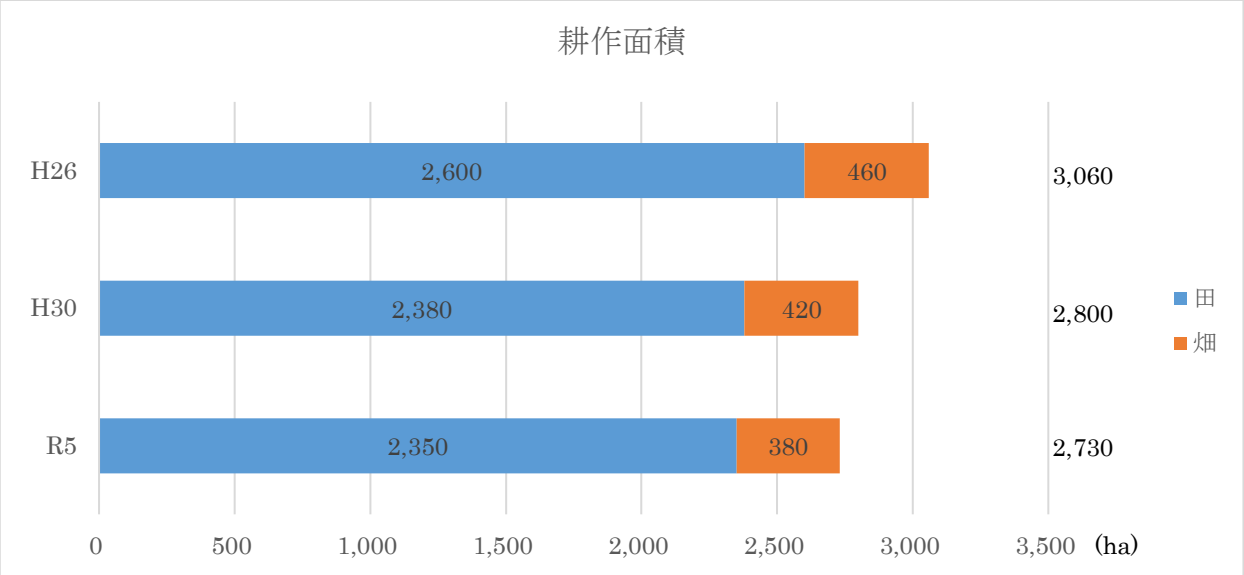

資料：作物統計調査のうち面積調査

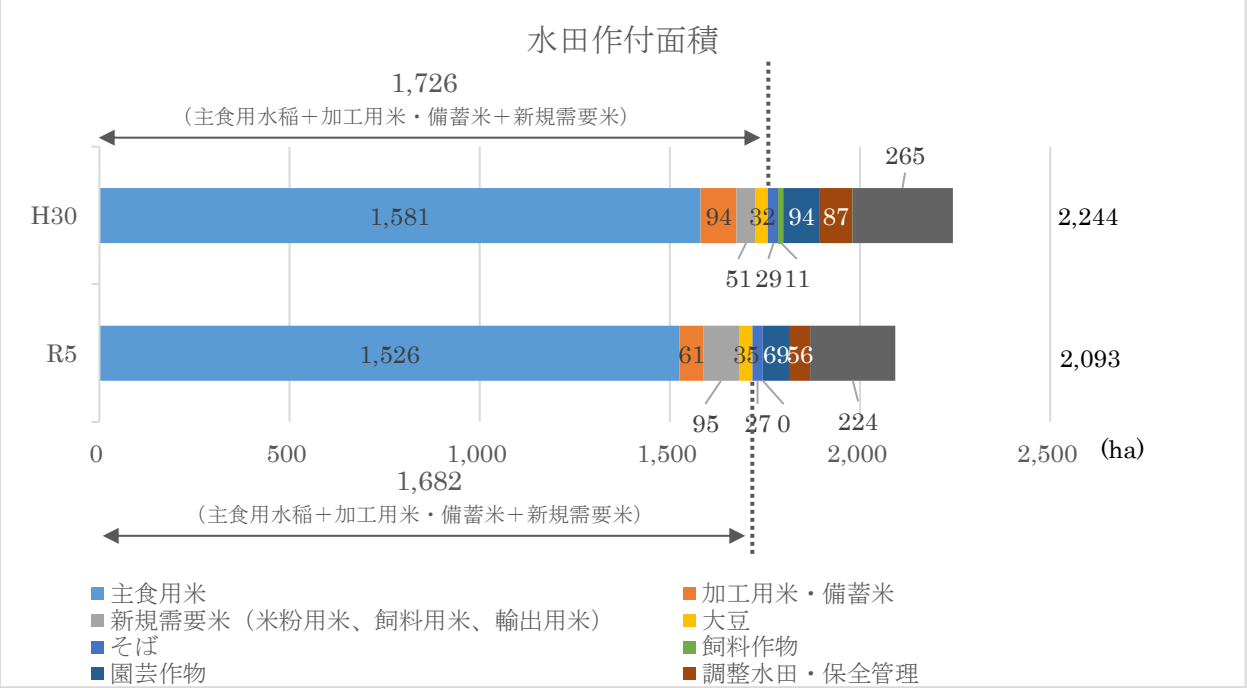

資料：水稲生産実施計画書

② 生産調整の廃止と長期に渡る米価の低迷

平成 30（2018）年産米から国による生産数量目標の配分が廃止されたことにより、米の過剰作付けによる更なる米価の下落が懸念されることから、妙高市農業再生協議会では需要に応じた米生産に向けて、主食用米をはじめ作物ごとに本市全体の作付目標面積を設定しています。

えちご上越農業協同組合のコシヒカリ１等米の仮渡金は、平成 26（2014）年度～令和５（2023）年度の直近 10 年間は 12,000 円～15,000 円の間で推移しています。この仮私金は令和６（2024）年度は前年度の不作によるコメ不足の影響もあり大幅な増額となりましたが、この状態が今後も継続するかは米の需給バランスや、他食品との価格差などの動向によって不透明な状況です。

生産資材、燃料価格の高騰等が続く中、農家の経営安定のため生産コストの充分な価格転嫁や、スマート農業などの生産性の向上を図る取組により、農家所得の向上が望まれます。

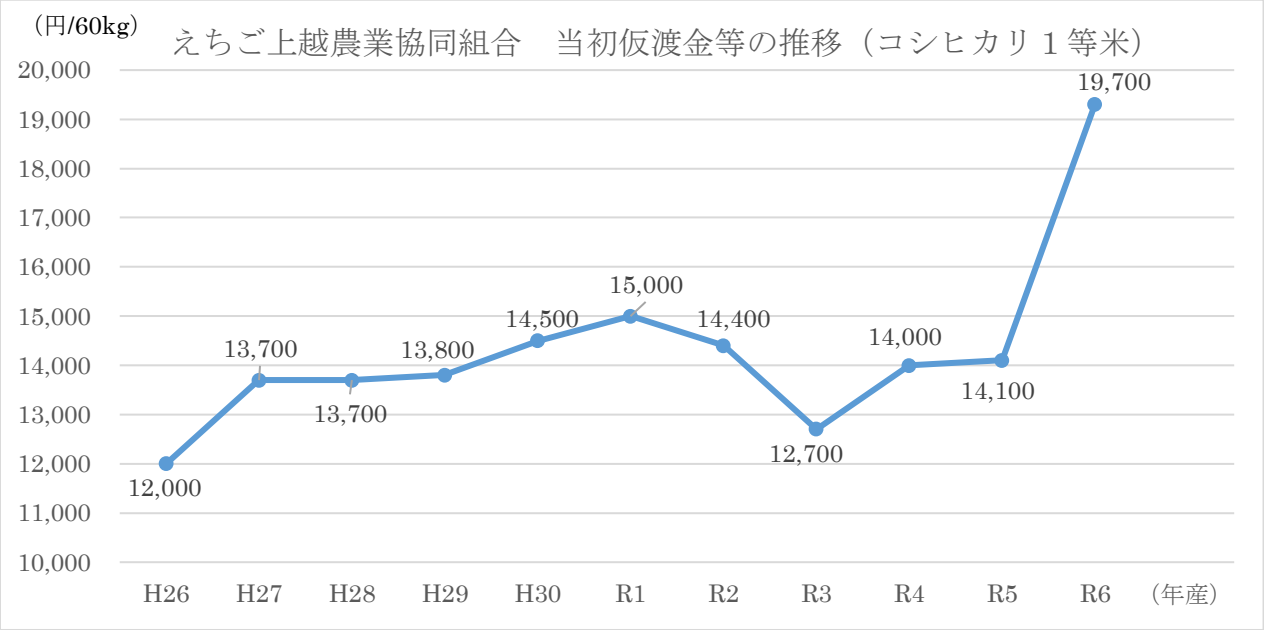

資料：えちご上越農業協同組合

【第４次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値（H30）	目標値（R6）	実績値（R5）	達成率（%）
主食用米の作付面積	水田フル活用ビジョンにおける主食用米の作付面積	1,591ha	1,570ha 以下	1,526ha	102.9%

③ １等米比率の変動

消費者ニーズや市場ニーズが多様化する中で、品質の高い米づくりを推進するため、関係団体が中心となって営農指導や病害虫の適正防除等の指導を行った結果、近年の妙高市内 JA 各支店の検査結果を集計した１等米比率はほぼ 80％を超えています。しかしながら、令和元（2019）年産においてはフェーン現象等による猛暑で、また、令和５（2023）年度は高温渇水により１等米比率が大幅に低下したように、異常気象等によって品質や収量に影響が出ることから、引き続き高温耐性品種の導入など、異常気象に強い米の栽培管理方法の確立が課題となっています。

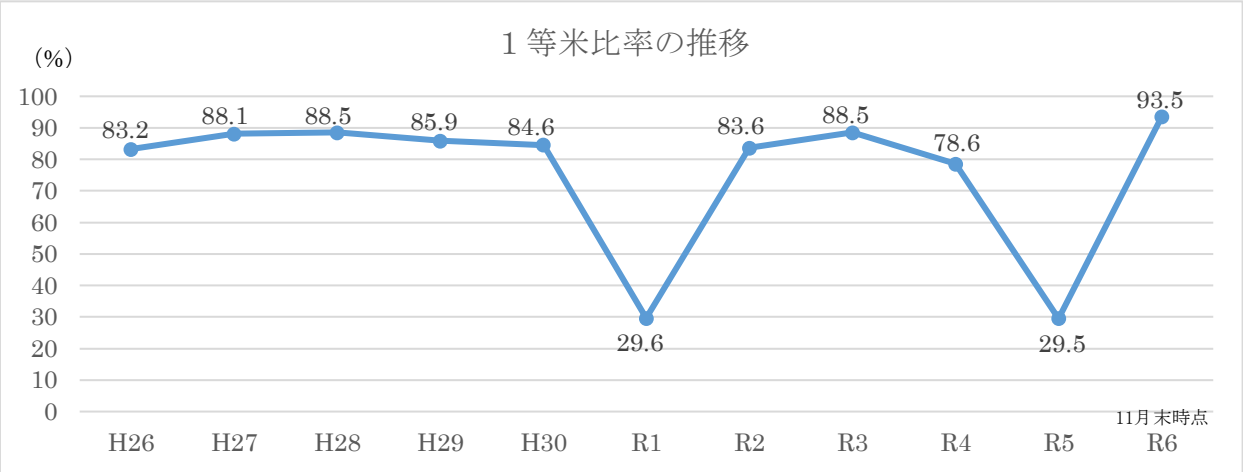

※えちご上越農業協同組合各支店の検査結果のみ集計したもの

資料：えちご上越農業協同組合

④ 小・中規模農家が大多数、一方で大規模農家が増加

本市の経営規模別農家数をみると、令和２（2020）年度の全農家のうち、１ha 未満が 53％以上（450／848）、３ha 未満は 86％以上（729／848）を占めており、小・中規模農家が大多数を占めていますが、その比率は５年前の 91％（1,048／1,146）に比べて減少しています。

一方、５ha 以上の大規模農家数は５年前に比べて 20 戸増加しており、経営規模の拡大が促進されてきています。引き続き、生産拡大と経営の効率化につながる取組を促進し、農業経営の安定化を図る必要があります。

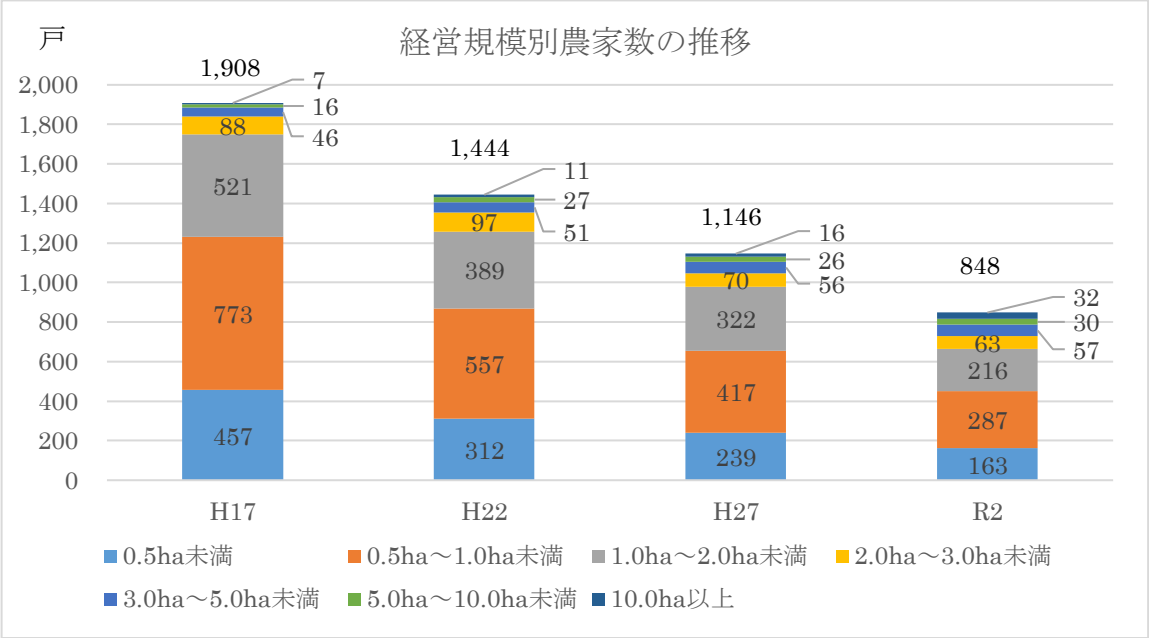

資料：農林業センサス

【第４次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値（H30）	目標値（R6）	実績値（R5）	達成率（%）
経営耕地面積が20ha 以上の法人の場合	農地所有適格法人のうち経営耕地面積が20ha 以上の農法人の割合	52.9%	60.0%以上	58.8%	98.0%

⑤ 農産物直売所を中心とした地場農産物の販売と六次産業化

農産物直売所は、農業者にとって身近で貴重な販路であり、また、消費者にとっては生産者の顔が見える安全で新鮮な農産物が手に入る場であることから、その人気は高く、売上額はコロナ禍で一時期減少しましたが、現在はコロナ禍前を上回っています。引き続き、消費者ニーズの把握や多様な農産物の提供のほか、直売所同士の連携により相乗効果を高め、販売力の強化に結び付ける必要があります。

また、農家等の生産から加工、販売までを一体的・総合的に行う六次産業化の取組は、新たな産業や雇用創出、農村地域の活性化につながるものとして推進が図られています。

坂口新田で取り組まれている加工用ブドウ栽培は、作付面積が 3.6ha に拡大し今後も拡大が見込まれています。加工用ブドウを原料とするワインは令和６（2024）年度に 3,600 本が醸造され、販売も好調な状況です。

国の支援制度を活用した六次産業化では、矢代地区のおかきと、杉野沢地区の煮豆（花豆）が商品化されています。引き続き、六次産業化に取り組む個別農業者、農業法人等の事業の継続性や、新に六次産業化に取り組む個別農業者、農業法人等を確保し、地域農産物の販売促進を図る必要があります。

◆農産物直売所の売上額と出荷者数（登録生産者数）の推移

直売所名	項　目	H26	H30	R5
妙高山麓直売センターとまと	売上額（千円）	201,723	209,368	213,655
	出荷者数（人）	272	299	270
四季彩館ひだなん	売上額（千円）	167,238	241,808	251,413
	出荷者数（人）	205	266	353
四季彩館みょうこう	売上高（千円）	－	－	64,892
	出荷者数（人）	－	－	（ひだなんに含む）

資料：農林課　農業振興係

※売上額は、食堂を含む施設全体の売上額。

【第４次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値（H30）	目標値（R6）	実績値（R5）	達成率（%）
市内直売所の年間売上総額	市内３直売所の指定管理者からの報告による売上高の合計	451,176 千円	700,000 千円	529,960 千円	75.7%
特産品として商品化された農産物・加工品数	国の山村活性化支援事業を受けて六次産業化に取り組んだ団体が特産品として商品化した品数	3 品	5 品以上	2 品	40.0%

（２）担い手について

① 農家数は減少傾向が継続

本市の農家数（法人・個人）は、平成 17（2005）年度には 1,908 戸でしたが、令和 2（2020）年までの 15 年間に 1,076 戸減少し、平成 17（2005）年度の約 44%となっています。

農業従事者の多くが高齢化しており、後継者がいないことが課題となっています。

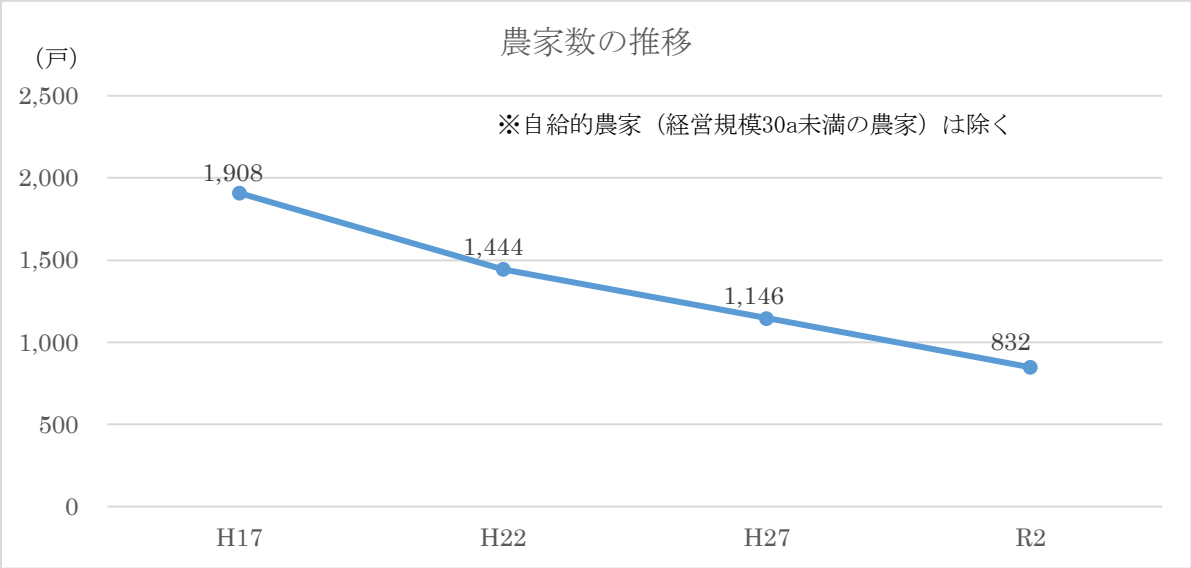

資料：農林業センサス

② 家族経営が主体、農地所有適格法人は 17 法人

本市の農業の主な経営形態は家族単位の個別経営体ですが、集落等を単位として複数の個別経営体が生産組織を設立し、農作業等を共同で行っているところもあります。また、農事組合法人・株式会社等の農地所有適格法人もあります。

意欲を持って農業経営の改善・発展を目指す認定農業者は、妙高市認定農業者連絡協議会を通じた研修や情報交換、保育園・こども園、学校給食への妙高産米の供給等に取り組んでいますが、認定数は平成 29（2017）年度の 113 経営体をピークに減少傾向にあり、令和５（2023）年度末で 96 経営体となっています。また、経営基盤を強化しようと法人化を促進してきた結果、認定法人のうち農地所有適格法人は令和５（2023）年度末では 20 経営体で、うち 10 経営体が耕作面積 20ha 以上の法人となっています。引き続き、農業経営の大規模化による農作業の省力化とコスト低減を図るため、集落営農の組織化や農地所有適格法人の新設、統合等とスマート農業の普及などにより経営の効率化を進める必要があります。

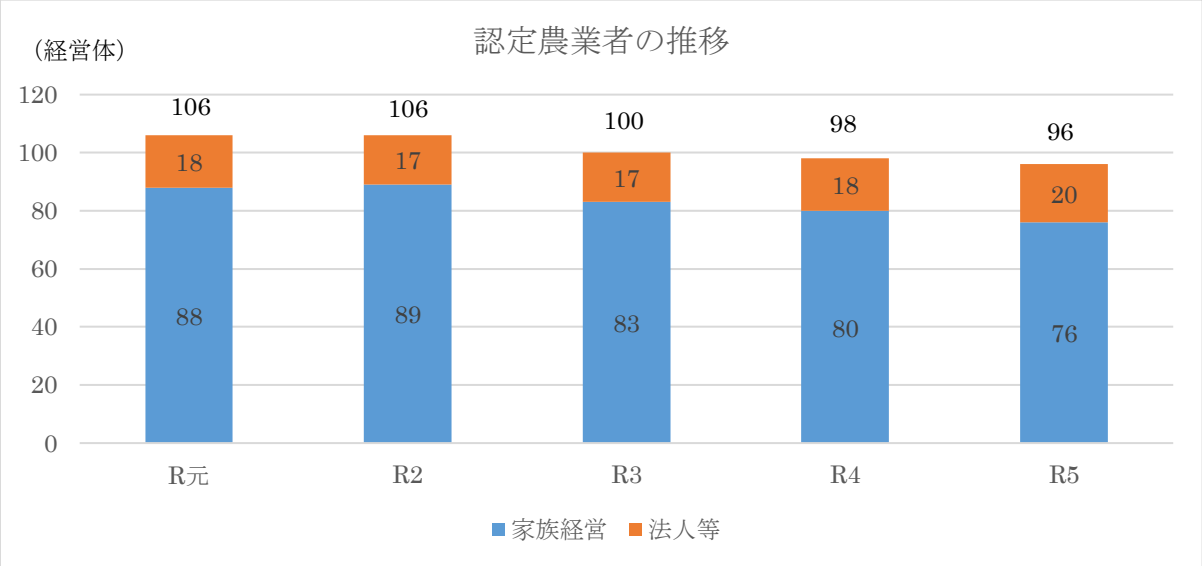

【第４次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値（H30）	目標値（R6）	実績値（R5）	達成率（%）
農地所有適格法人数	市内に所在する農業生産法人の数	17 法人	15 法人以上	17 法人	113.3%

③ 農業者の平均年齢は大幅に上昇

農林業センサスによる本市の農業者の平均年齢は 67.7 歳で、平成 27（2015）年からの 5 年間で 9.4 歳と大幅に上昇しています。

また、農業の担い手として市が認めた認定農業者（農地所有適格法人を除く）の平均年齢は 63.3 歳で、平成 30（2018）年度から若干上がりましたが、農業者全体に比べると上昇は緩やかになっています。

農業者の平均年齢の上昇は、若い世代の農業を継ぐ意欲が薄れてきていることにより担い手が減少していることや、社会全体の定年年齢の延長などが要因と考えられます。

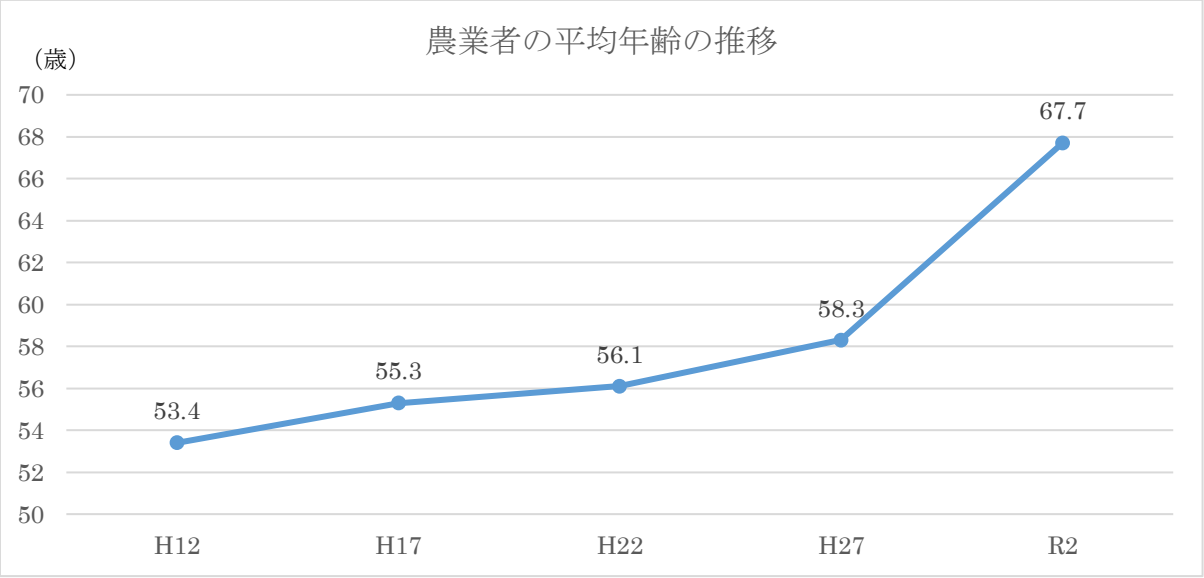

資料：農林業センサス

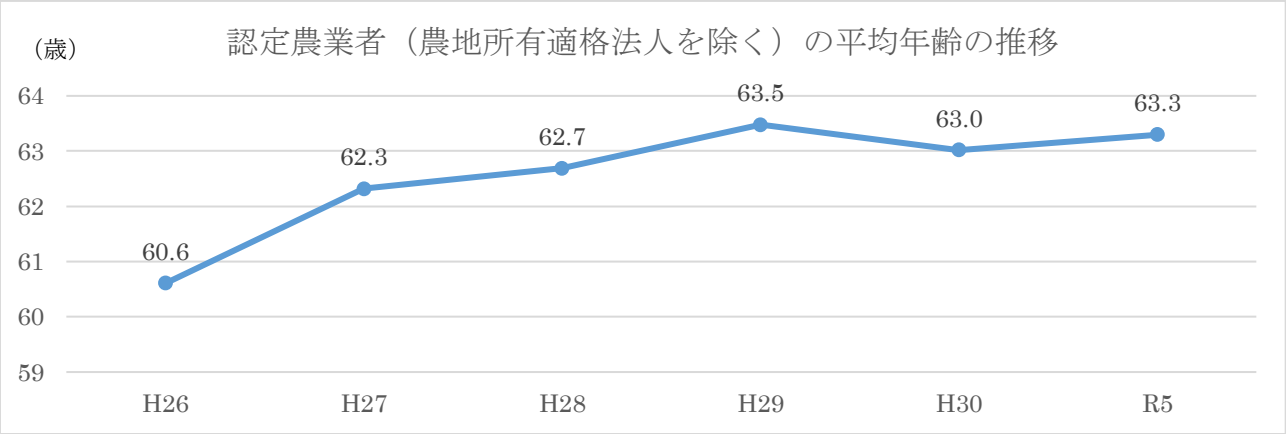

資料：農林課　農業振興係

【第４次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H30)	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成率 (%)
新規就農者数	農業次世代人材投資資金の受給者数	８人	12 人 以上	10 人	83.3%

（３）農地について

① 農地・耕地面積は緩やかに減少

本市の農地については、農地面積、耕作面積ともに年々徐々に減少しています。農家数の減少に比べると減少傾向は緩やかですが、これは、経営規模の大きな農家や農地所有適格法人に農地の集積・集約が進んだことが要因と考えられます。

中山間地域では荒廃農地を増加させないため、中山間地域等直接支払制度により集落単位での取組を支援してきていますが、同制度の対象農用地面積は、平成 30（2018）年度の 783.2ha と比較して令和５（2023）年度では 744.4ha となっており、約 5.0%の減少となっています。

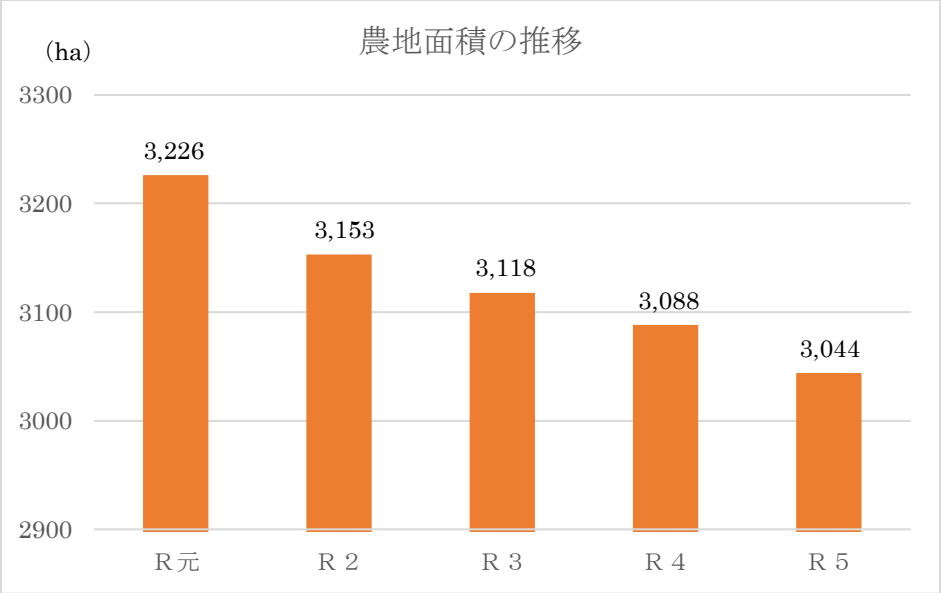

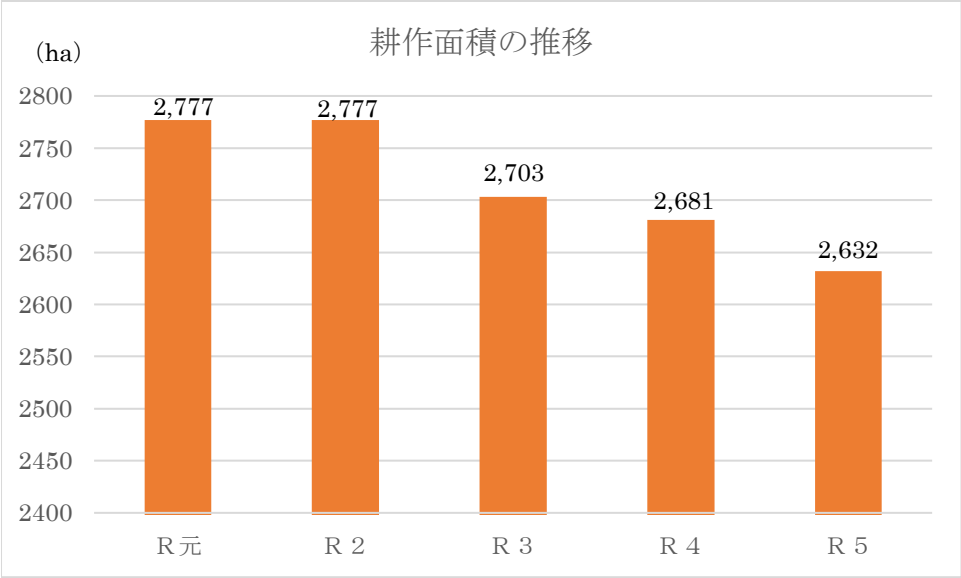

資料：農業委員会

【第４次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値（H30）	目標値（R6）	実績値（R5）	達成率（%）
中山間地域における営農継続面積	中山間地域等直接支払制度の対象農用地面積	783.2ha	762.0ha以上	744.4ha	97.7%

中山間地域における営農継続面積は、744.4ha と目標値を下回る結果となりました。

中山間地域農業の抱える現状は、高齢化や後継者不足等、依然として厳しい状況であり、令和７（2025）年度から始まる中山間地域等直接支払制度第６期対策において、いかに対象農用地面積を維持していくかが課題となっています。

② ほ場整備済みの水田は 85ha 増加

稲作経営の生産基盤である水田のほ場整備済み面積は、第４次計画の４年間で 85ha 増加しました。今後、柳井田地区、原通北部地区では、県営ほ場整備事業により約 54ha を整備する計画になっています。

令和５（2023）年に認定農業者に実施した意向調査結果では、「今後、本市の農業・農村を維持・活性化するためにどのような取組が必要だと考えますか」の問いに対し、農業生産基盤（ほ場、農道、用水路など）の整備・改善を望む回答が 17.8%で最も高くなっています。今後も国・県の補助事業を活用しながら、未整備、一次整備のほ場の再整備に取り組むとともに区画拡大や農業用施設の整備等、地域の実情や立地条件に応じた基盤整備を進め、優良農地の確保と適正な維持管理に努めていく必要があります。

【第４次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値（H30）	目標値（R6）	実績値（R5）	達成率（%）
水田ほ場整備面積	計画期間内での水田のほ場整備面積	－ha	76ha以上	85ha	111.8%

③ 多面的機能支払制度による農地の維持

農業・農村は、食料供給の場、生活の場にとどまらず、国土の保全・水源かん養・景観形成等の多面的機能を有しています。

このため、平成 26（2014）年度に創設された多面的機能支払制度を活用して、農地の維持や資源向上に取り組んでいます。引き続き、耕作放棄地の発生を抑制するため、農地の保全と多面的機能の維持・発揮につなげる必要があります。

【第４次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H30)	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成率 (%)
多面的機能支払における農地維持支払対象農用地面積	多面的機能支払のうち農地維持支払の対象農用地面積	1,878.08ha	1,837.67ha 以上	1,832.88ha	99.7%
多面的機能支払における資源向上支払対象農用地面積	多面的機能支払のうち資源向上支払の対象農用地面積	1,857.49ha	1,818.97ha 以上	1,811.10ha	99.6%

（４）農村について

① 人口の減少と高齢化が進展

本市の人口は年々減少し、令和２（2020）年では 30,383 人と、平成 27（2015）年からの５年間で 2,816 人（8.5%）減少しています。また、令和２（2020）年の高齢化率は 37.3%で、平成 27（2015）年からの５年間で 3.4 ポイント増加しています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来推計人口によると、2050 年には人口が 16,190 人にまで減少するとされています。

中山間地域の集落では、世帯数が一桁というところが 20 以上あり、農村としての地域コミュニティ機能の維持が危惧されています。

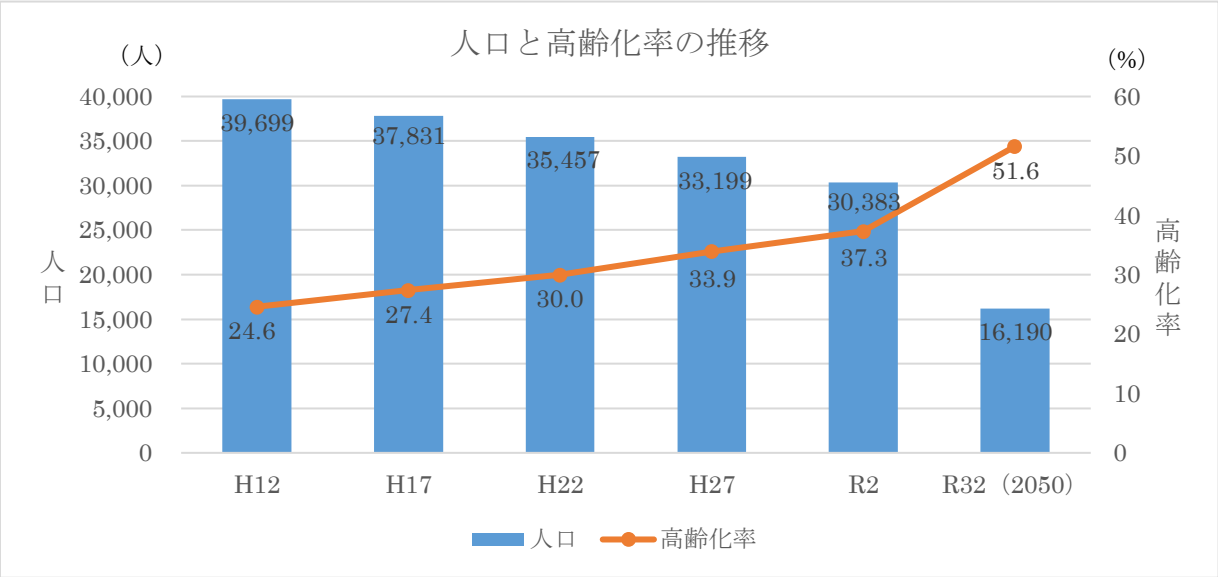

資料：H12～R2:国勢調査、2050:社人研将来推計人口

② 鳥獣による農作物被害が広域化

クマやイノシシ等による農作物被害の被害防止対策として「妙高市鳥獣被害対策協議会」では、電気柵の貸し出し等を行ってきました。平成 29（2017）年度は被害額が 5,592 千円ありましたが、地域住民の意識啓発と電気柵の設置が進んだことにより、令和４（2022）年度は 36 千円、令和５（2023）年度は 312 千円と、依然として被害がみられ、被害相談も寄せられています。また、電気柵の設置されていない農地への被害が拡大しており、継続して取り組んでいく必要があります。

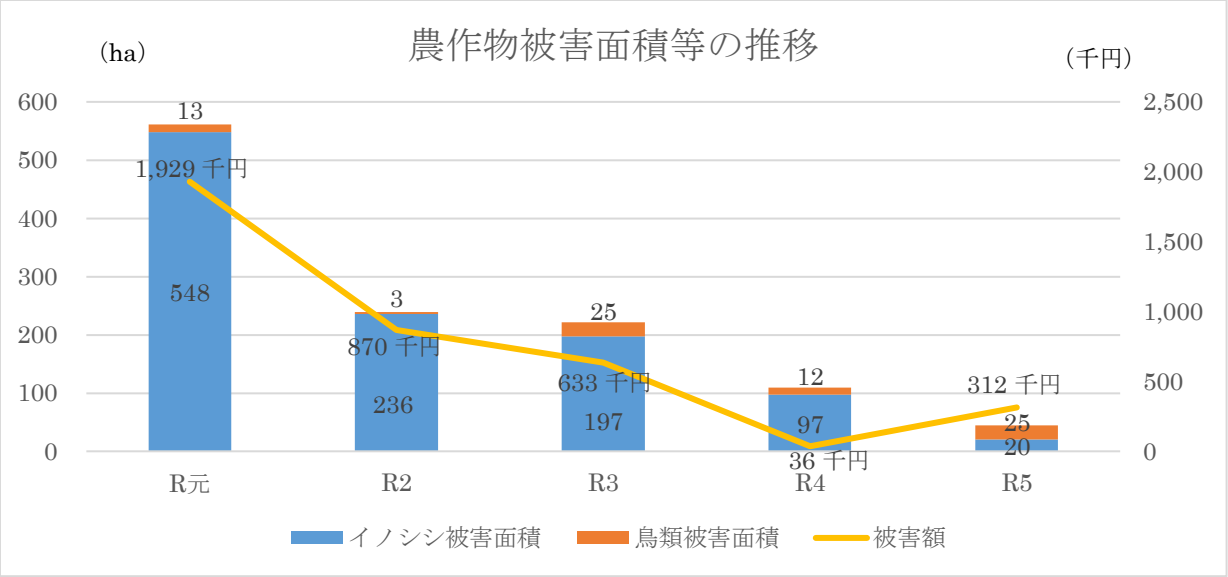

資料：市への被害報告、水稲共済災害種類別支払（NOSAI 上越）

【第４次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値（H30）	目標値（R6）	実績値（R5）	達成率（%）
有害鳥獣による農作物被害額	有害鳥獣により被害を受けた農作物の被害額	1,154 千円	1,154 千円以下	312 千円	369.8%

（５）都市農村交流について

① 交流人口は増加傾向

妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会を中心に、教育体験旅行の受入や企業とタイアップした交流事業等が実施され、また、平成 23（2011）年度にオープンしたハートランド妙高（妙高山麓都市農村交流施設）を拠点とし、新たな体験プログラムの提供や情報発信等が行われてきました。R2 の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ハートランド妙高の利用者と教育体験旅行の受入者数は大きく減少しましたが、コロナ禍を経て、R5 は交流人口が増加傾向にあります。

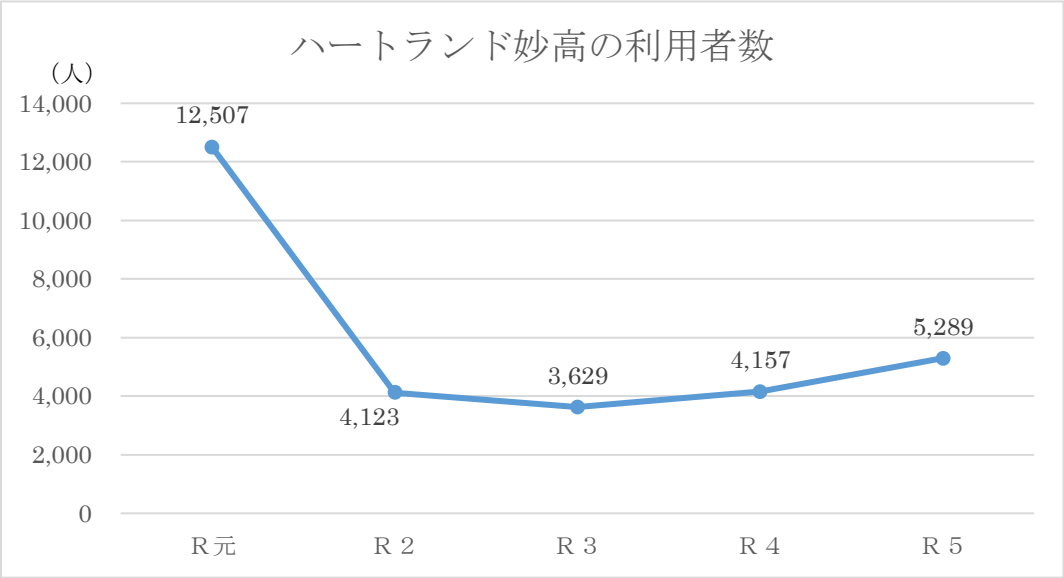

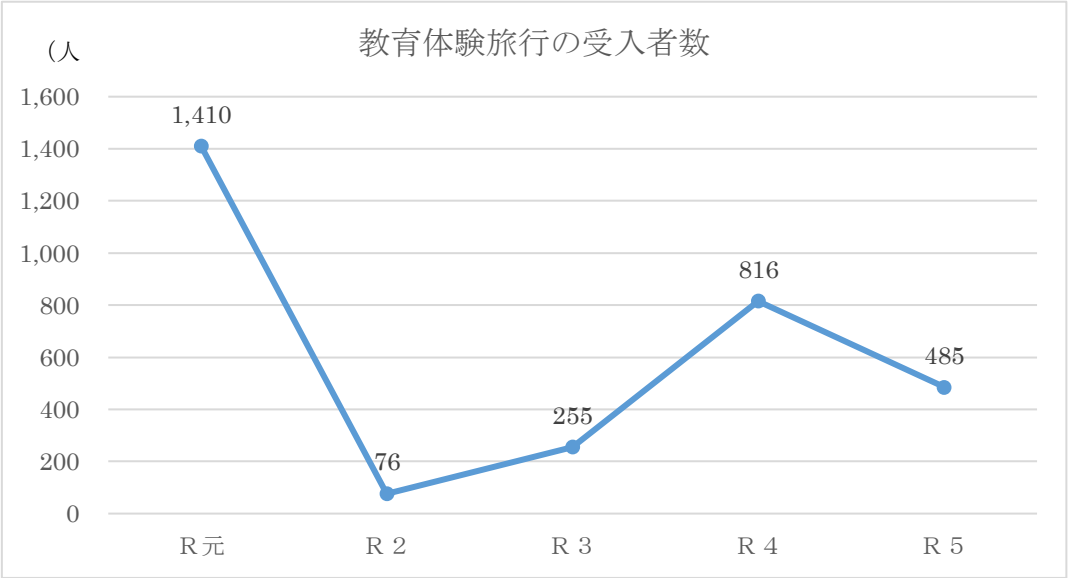

資料：観光商工課　観光交流Ｇ

【第４次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H30)	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成率 (%)
農村地域における交流人口	ハートランド妙高、地域活性化施設、直売所の利用者数、教育体験旅行者数、クラインガルテン利用延べ人数	448,500 人	557,000 人以上	440,852 人	79.1%
ハートランド妙高利用人数	ハートランド妙高を核とした各種体験等の参加者数	26,646 人	27,900 人以上	5,289 人	19.0%
民泊受数	教育体験旅行のうち、民泊利用者数	572 人	1,300 人以上	352 人	27.1%

コロナ禍の影響で、農村地域における交流人口、ハートランド妙高の利用人数、民泊受入数ともに達成率は目標を大きく下回っています。なお、ハートランド妙高の利用人数の達成率は、コロナ禍の影響に加え、菜の花畑の取組を止めることも大きく影響しています。

引き続き、大滝荘や深山の里、長沢茶屋等の地域活性化施設のサービス向上を図るとともに、施設間の連携や各施設の特色、魅力を最大限に発揮させ、情報発信することで利用者を確保していく必要があります。

【第４次計画の施策指標の達成状況】

指標名	説明	現状値 (H30)	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成率 (%)
クラインガルテン妙高利用者の移住・定住組数	クラインガルテン妙高利用者が市内へ定住した組数	９組	14 組以上	15 組	107.1%
クラインガルテン妙高利用組数	ラウベ全 20 区画における利用組数	18 組	20 組	20 組	100.0%

クラインガルテン妙高利用者の移住定住実績は 15 組となり目標値を上回る結果となりました。今後も引き続き、市で進めている移住・定住施策や、農業委員会による農地斡旋等、関係課と連携した移住・定住に向けた一体的な取組が重要となります。

2　農業者・消費者等の意向

施策検討の参考とするため、認定農業者 91 経営体（法人含む）、消費者 400 人を対象に意向調査を実施しました。

調査結果から読み取れる主な内容は、次のとおりです。

（１）認定農業者への意向調査

①農業経営

○農産物の生産は、「米」が 65.1％と最も高く、次いで「野菜」と「そば」が 11.1％となっています。米が本市の基幹作物であることが分かります。

○農産物の販売先は、「農業協同組合」が 19.9％と最も高く、次いで「市内の個人」が 17.3％、「市場や卸売業者」が 14.3％、「県外の個人」が 13.8％、「県内の個人」が 11.7％となっており多様な販売先を持っていることが分かります。市内・県内・県外の「個人」の合計は 42.9％となっています。

○園芸導入に関しては、「導入する予定はない」が 69.8％となり、その理由としては「人手が不足しているため」と「必要性を感じないため」がともに 31.4％となっています。

②スマート農業

○ＩＣＴを活用したスマート農業については、「既に導入している」が 19.3％、「導入していないが興味がある」が 40.4％となる一方で、「導入する予定はない」が 33.3％となっています。

○利用目的では「日々のほ場管理の労力の軽減」が 37.5％、「きつい作業、危険な作業からの解放」が 32.5％となっています。

○スマート農業の分野は拡大しており、今後、興味がある農業者が新たに取り組むことで広がっていくものと推察されます。

③有機農業

○国のみどりの食料システム戦略に伴う有機農業の取組については、「わからない」が 44.4％と最多で、「現在取り組んでおらず、今後も取り組むことはない」が 27.8％となっており、全体として積極的とは言えない状況です。

○有機農業の課題としては、通常栽培と比べ「労力がかかる」「反収が減少する」「経費がかかる」が上位となっています。

④農業経営の安定・発展など

○農業経営を安定・発展させる取組では、「農地の集積・集約化」が 18.4％、「機械の導入、施設の整備」が 17.5％、「農産物の自主販売、販路開拓」が 15.5％、「農業生産基盤の整備・改善」が 12.6％となっています。

○作業効率や生産効率を向上させるためには、農地の集約化や機械導入、基盤整備はともに必要な対応と考えられます。

（２）消費者への意向調査

①米や生鮮野菜の購買動向

○米の主な購入先は、「農家（親戚や知人を含む)」が 35.3%と最も高く、次いで「スーパー、量販店」が 26.0%、「農業法人（農事組合法人、JA など)」が 11.0%となっています。また、生鮮野菜の主な購入先は、「スーパー、量販店」が 79.2%と最も高く、次いで「農家（親戚や知人を含む)」が 8.1%、「市内の直売所」が 5.2%の順となっています。

○米を購入するときに重視するのは、「価格」と「品種」がともに 39.9%と最も高く、次いで「生産者（認定農業者、親戚や知人を含む)」が 21.4%となっており、生鮮野菜では、「価格」が 71.7%、「外観（形、色、ツヤなど)」が 49.3%「旬」が 22.0%の順となっています。生鮮野菜では「外観」が順位を上げ、今回から新たに設問に加えた「旬」が３番目になりました。

○米を購入するときの優先産地は、「市内産」が 26.0%と最も高く、次いで「県内産」が 19.7%、「特にこだわらない」が 11.6%で、生鮮野菜では、「国内産」が 39.9%、「特にこだわらない」が 24.3%、「近隣市町村産」が 14.5%となっており、前回調査時に比べ、「特にこだわらない」が増えた状況にあります。

②生鮮野菜の購入希望品目

○「トマト」が 61.3%、「ブロッコリー」が 51.4%、 「えだまめ」と「アスパラガス」が 48.6%、「キャベツ」が 48.0%、「玉ねぎ」が 44.5%と上位となりました。

○認定農業者の意向調査では、園芸導入する場合の作物として「えだまめ」21.4%が最も高かったものの、その他の作物はほとんど作付け意向が無く、消費者意識との乖離が見られます。

③食料自給率

○食料自給率を高めるため、家庭で取り組めることとしては、「地産地消を心がける」と「できるだけ国内産の農作物を購入する」がともに 55.5%と最も高く、次いで「旬の食材を利用する」が 43.4%と、前回調査時と傾向に変わりはありません。

○食料自給率を高めるために行政が行うとよいと思うものとしては、「国内農業・農家への支援」が 69.4%と最も高く、次いで「地域農産物の生産・販売情報の提供」が 38.7%となっています。

④消費者から見た妙高市の農業

○妙高市の農業に対するイメージは、「農業経営は不安定で、後継者も不足しており、発展も難しい」が 45.7%と最も高い一方で、「妙高市の基幹産業である」が 22.0%、「農業経営は発展の可能性があり、魅力的である」が 15.0%となっています。前回調査時と比較し、「農業経営は不安定で、後継者も不足しており、発展も難しい」が 7.7 ポイント増加し、「妙高市の基幹産業のひとつである」が９ポイント下がっており、農業に対して厳しい見方が増えています。

○本市の農業の理想像として、「地産地消を重視した農業」が 52.6%と最も高く、次いで

「農産物などのブランド化を重視した農業」(28.9%)、「外食産業や食品産業などとの連携を重視した農業」(23.7%) となっています。

○本市の農業に期待することは、「品質の高い(品質の安定した)農産物の生産」(40.5%)、「年間を通じて安定供給できる農産物の生産」(37.6%)、「農薬や化学肥料の使用量を減らした農産物の生産 (特別栽培、有機栽培など)」(23.1%) の順となっており、品質の高い農産物の安定供給が望まれています。

⑤都市との農村交流

○グリーン・ツーリズムの取組の認知度では、「クラインガルテン妙高を整備し、利用者と地元住民の交流を進め、定住を促進している」が 42.8%、次いで「都市農村交流施設を整備し、各種体験メニューを設け、都市住民などを受け入れている」が 30.1%、「都市部の小・中学校の教育体験旅行を誘致し、農家民泊などで受け入れている」が 27.2%の順となっています。一方、無回答も多くグリーン・ツーリズムに対する認知度が十分ではないことがうかがえます。

○都市住民との交流が農山村地域に与える影響としては、「都市住民からの情報や、話題が地域に入り、自分たちの住む地域の魅力を再認識したり、新しい発想が生まれたりする」が 63.6%と最も高く、次いで「農産物や特産品の販路が増え、農家所得が増える」が 38.2%と好影響への期待もあることが分かります。

３　農業・農村の主要課題

本市の農業・農村の現状と問題点、国の農業・農村政策の基本方向等を踏まえ、主要課題を整理すると次のようになります。

主要課題１　農業経営の安定・発展に向けた取組の強化

○需要に応じた米生産に取り組むとともに、スマート農業の普及・拡大による作業の効率化と生産性の向上、園芸導入による経営の複合化、生産コストの農産物価格への適正な転嫁の取組を進め、農業経営を安定させることが必要です。

○園芸生産による農業所得確保に向け、栽培拡大に取り組む農業者の確保・育成と品質向上・販路拡大に取り組むことが必要です。

○農業者の高齢化や後継者不足の進行に少しでも歯止めをかけ、持続可能な農業経営を推進するため、新規就農者や認定農業者、法人就農者、外国人材等の新たな農業者の確保や、地域計画※の目標地図の実現に向けた農地の集積・集約化の促進等や担い手を確保・育成することが必要です。

○加工用ブドウをはじめ、地域農産物の特色を生かした特産品の創出に向けて六次産業化を促進するとともに、地域農産物の販売拠点・情報発信拠点である３つの農産物直売所における販売力の強化、地域農産物の加工販売、交流施設等の整備、活用に取り組むことが必要です。

主要課題２　優良農地の確保と地域住民協働による地域資源の維持管理の推進

○農地の集積・集約化を進めるため、生産性の高い優良農地を県営ほ場整備により可能な限り早期に着手・完成させる必要があります。

○中山間地域等での営農継続を図り、耕作放棄地の発生を抑制するため、多様な農業者により農業生産の基盤となる優良農地を維持するとともに、地域計画実現に向けた取組や中山間地域等直接支払制度の集落協定等を通じて、農地利用の最適化を推進することが必要です。

○農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、渇水時の農業用水として活用するため池等の水源の管理を含め地域住民協働により地域資源を適切に維持管理することが必要です。

主要課題３　環境と調和のとれた農業の推進

○農業は環境と親和性の高い産業であり、国の施策と連動する中で、農薬や肥料の適正な使用、中干し期間の延長等によるメタン削減など、環境への負荷低減に資する生産方式を取り入れていく必要があります。

※地域計画…農業経営基盤強化促進法に基づき、地域住民や農業者などが話し合って策定する、地域の将来の農地利用に関する計画。

主要課題４　**交流拡大と移住・定住の促進による農村の活性化**

○地域住民と都市住民の交流を促進し、農業振興と農村地域の活性化が図られるよう、地域活性化施設等の利用者の増加を図る必要があります。

○交流人口や関係人口の増加を図るため、教育体験旅行の新規校やリピーター校の獲得のほか、一般旅行者向けの体験プログラムと農家民宿での宿泊を組み合わせた着地型旅行商品の造成等により、都市農村交流を拡大することが必要です。

○クラインガルテン妙高の高い利用率を堅持し、妙高の魅力を体感してもらうことで、施設利用から移住・定住へと誘導し、人口増や就農等につなげることが必要です。

第３章　農業・農村の目指すべき方向

１　基本理念

「未来につなぐ　時代と歩む農業の発展と農村の維持」

本市の農業は、基幹産業のひとつとして地域経済を支えるとともに、集落機能や農山村の活力の維持（地域のこし）に必要不可欠なものです。また、農業・農村は、食料を供給するだけでなく、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成など多面的機能を有しています。

人口減少が進む中で、これらの重要な役割のある農業・農村を確実に維持継続していくためには、今日的課題である環境との調和や技術革新等に合わせて農業を持続的に発展させるとともに、生産者と消費者が共に支え合い、その関係を深化させるような農業・農村施策が必要です。

そこで、「未来につなぐ　時代と歩む農業の発展と農村の維持」を基本理念とします。

２　基本指針

基本理念を実現するため、国連で採択された 2030 年を期限とする 17 のゴールからなる持続可能な開発目標「SDGs」もふまえて、次の４つの基本指針を柱として施策を展開していきます。

Ⅰ　持続可能な農業経営の推進

農業を未来に引き継いでいくためには、需要に応じた良食味の妙高産米の生産と、収益性の高い園芸作物の導入拡大等により農業経営の安定化を図るとともに、農業経営に取り組む担い手を確保・育成し、そこに農地を集積・集約化していくことが重要です。また、農業者の高齢化、後継者不足により担い手が減少する中、多様な人材の活用にあわせて、農業経営の効率化・省力化を進める必要があります。さらには、農家の所得向上につながる六次産業化を促進するとともに直売所の販売力の強化に向けた施設整備や、新たな特産品創出に向けた取組を進めることが必要です。

そこで、１つ目の基本指針を「持続可能な農業経営の推進」とします。

Ⅱ　農村の保全と活用

食料の生産基盤のみならず国土の保全や水源のかん養といった多面的機能を持つ農地や農業用施設等を適切に保全し有効活用するとともに、地域の実情や立地条件に応じたほ場整備等を進め優良農地の確保と適正な維持管理に努めることで、次代につなげていくことが重要であり、これらの取組を進めるうえで、農村を維持していく必要があります。

そこで、２つ目の基本指針を「農村の保全と活用」とします。

Ⅲ　環境負荷を低減する農業の推進

気候変動・温暖化等による災害が頻発し、SDGs への取組やみどりの食料システム戦略の CO2 ゼロエミッション化の取組など環境に対する関心が高まる中で、環境との親和性の高い農業においても食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーション（技術革新）を活用しながら、環境に配慮した生産方式を取り入れていく必要があります。

そこで、３つ目の基本指針を「環境負荷を低減する農業の推進」とします。

Ⅳ　交流・体験から移住・定住と就農への促進

これまで培ってきた本市のグリーン・ツーリズムの基盤を活かし、都市住民との交流や関係人口の拡大をさらに推進していくとともに、交流から移住・定住と就農につなげていくことで、農村地域の活性化を図っていくことが重要です。

そこで、４つ目の基本指針を「交流から移住・定住と就農への促進」とします。

施策体系①（Ⅰ 持続可能な農業経営の推進）

基本理念	基本指針	基本目標	基本施策と個別施策
未来につなぐ 時代と歩む農業の発展と農村の維持	Ⅰ 持続可能な農業経営の推進	1 農業経営の安定化	(1)スマート農業の普及と農業経営の効率化 ①省力化・高品質生産を実現するスマート農業の普及 ②農業法人の新設、規模拡大等による経営の効率化 ③農作業の受委託促進
			(2)需要に応じた米生産の促進 ①生産者自らの経営判断に基づく主食用米の生産 ②水田における非主食用米、麦、大豆、そば等の生産 ③国内外の新たな需要に向けた取組支援
			(3)園芸導入による経営の複合化 ①園芸作物の生産拡大 ②ほ場整備を契機とした園芸の導入促進 ③関係機関との連携による栽培技術指導
			(4)労働力の確保 ①多様な人材の活用 ②農福連携の促進
		2 担い手の確保と育成	(1)新たな担い手・就農者の確保 ①新規就農・就業者に対する支援 ②親元就農の促進
			(2)担い手の育成 ①経営感覚に優れた認定農業者の育成 ②農業経営体の組織化・法人化の促進 ③地域計画に基づく農地集積・集約化の促進 ④多様な農業者による生産活動
		3 六次産業化の促進と直売所の販売力強化	(1)六次産業化商品の安定生産・ブランド化 ①既存商品の認知度向上 ②地域協議会への加入者拡大 ③原材料栽培から販売確保までの一貫した支援 ④既存取組者の取り組み意欲の喚起
			(2)直売所整備・販売力強化 ①計画的な生産出荷と品揃えの充実 ②新たな出荷者の確保 ③農産物の品質向上 ④魅力ある店舗づくりの継続と適切な施設の改修
			(3)販路拡大 ①DMOや関係機関との連携による販路の拡大 ②インターネットやSNSによる情報発信の充実

施策体系②（Ⅱ 農村の保全と活用・Ⅲ 環境負荷を低減する農業の推進・Ⅳ 交流・体験から移住・定住へ）

基本指針	基本目標	基本施策と個別施策
Ⅱ　農村の保全と活用	1　優良農地の確保と農地利用の最適化の推進	(1)優良農地の確保 ①農業生産基盤の整備 ②農振・農用地区域の保全
		(2)農地利用の最適化の推進 ①地域計画に基づく農地集積・集約化の促進 ②耕作放棄地（遊休農地）の再生利用の促進と発生防止
		(3)日本型直接支払制度を活用した農村の維持 ①多面的機能支払の活用の促進 ②中山間地域等直接支払いの活用の促進 ③環境保全型農業直接支払の活用と促進 ④集落内、集落間連携による営農の促進
		(4)鳥獣による農作物被害の防止 ①総合的な被害防止対策の推進 ②地域ぐるみの被害防止活動の促進
	2　農地・農業用施設の適切な維持管理	(1)農地・農業用施設の適切な維持管理 ①農地・農業用施設の適切な維持管理 ②農業用施設の長寿命化の取組支援
Ⅲ　環境負荷を低減する農業の推進	1　環境負荷を低減する農業の推進	(1)直接支払交付金を活用した環境に優しい農業の推進 ①環境保全型農業直接支払の活用 ②多面的機能支払の活用
		(2)農業者及び消費者の理解促進 ①農業者への「みどりの食料システム戦略」の理解促進 ②消費者理解に向けた取組
Ⅳ　交流・体験から移住・定住と就農への促進	1　都市と農村の交流拡大	(1)積極的な誘致活動の推進 ①体験プログラムの充実 ②企業等に対する誘致活動の推進
		(2)交流活動の拡充と受入体制の充実 ①教育体験旅行等の受入拡大 ②情報発信の強化
		(3)地域活性化施設の誘客の拡大 ①魅力的なイベントの実施 ②利便性向上に向けた施設整備
	2　暮らし体験から移住・定住と就農への促進	(1)暮らし体験の促進 ①ニーズを捉えた暮らし体験の実施 ②積極的なPRの実施
		(2)移住・定住者の就農への促進 ①新規就農者の受入促進 ②地域住民との交流による移住・定住と就農への促進

第４章　基本指針を実現するための施策

基本指針Ⅰ	持続可能な農業経営の推進

■基本目標１：農業経営の安定化

【現状・課題】

○本市では、耕地面積の約 86％を水稲が占め、水稲単一経営農家が主となっています。

○人口減少や食生活の変化等により我が国の米消費量は年々減少しています。一方で近年では、包装米飯の需要拡大や外国人観光客の回復等により中食・外食需要が伸び、販売先が変化するなど、国内マーケットの構造が変化していることから、適正な在庫量確保のため需要に応じた米生産が重要となっています。

○そのような中、本市では依然として米づくりが中心であり、およそ７割を占める副業的経営体では人手が足りないこともあり、園芸導入が進んでいない状況となっています。

○そのため、本市の基幹作物である水稲については、需要に応じた米生産に取り組むとともに、園芸導入による経営の複合化につながる取り組みを促進し、農業経営の安定化を図ることが必要です。

【施策の展開方針】

○農業経営の大規模化による農作業の省力化とコスト低減を図るため、集落営農の組織化や農地所有適格法人の新設、統合等とスマート農業の普及などにより経営の効率化を進めます。

○農業経営の安定化を図るため、需要に応じた米生産を促進するとともに、園芸導入による経営の複合化を促進します。

○障がい者や高齢者などの社会参加の促進と、農繁期における労働力を安定的に確保するため、多様な人材の活用と障がい者就労支援団体や高齢者団体等の福祉分野との連携に向け調整を図ります。

【施策の指標】

指標名	説　　明	現状値 (R5)	目標値 (R11)
主食用米の作付面積	水田収益力強化ビジョンにおける主食用米の作付面積	1,526ha	1,570ha 以上
経営耕地面積が 20ha 以上の法人の割合	農地所有適格法人に占める経営耕地面積が 20ha 以上の法人の割合	58.8％	60.0％ 以上
市内農産物直売所の年間売上額	市内３直売所の売上額の合計 （ひだなん・とまと・みょうこう）	529,600 千円	683,050 千円
農福連携数	市内障がい者就労支援団体及び高齢者団体と連携した農業経営体数	４経営体	７経営体 以上

【施策の体系】

基本目標１　農業経営の安定化

基本施策	個別施策
(1) スマート農業の普及と農業経営の効率化	①省力化・高品質生産を実現するスマート農業の普及
	②農業法人の新設、規模拡大等による経営の効率化
	③農作業の受委託促進
(2) 需要に応じた米生産の促進	①生産者自らの経営判断に基づく主食用米の生産
	②水田における非主食用米、麦、大豆、そば等の生産
	③国内外の新たな需要に向けた取組支援
(3) 園芸導入による経営の複合化	①園芸作物の生産拡大
	②ほ場整備を契機とした園芸の導入促進
	③関係機関との連携による栽培技術指導
(4) 労働力の確保	①多様な人材の活用
	②農福連携の促進

【個別施策の内容】

Ⅰ-1-(1) スマート農業の普及と農業経営の効率化

① 省力化・高品質生産を実現するスマート農業の普及

・国の主導により全国で進められている農業用ドローン等を活用した「スマート農業実証プロジェクト」の検証結果を踏まえて、中山間地域を多く抱える本市においても導入可能で、かつ、費用対効果の高い技術情報の収集・提供を行います。

・人口減少下における農業生産を維持・発展させるため、スマート農業技術を活用した農業機械や営農支援システムの実証実験・体験会に取り組みます。

・新たに施行された「スマート農業技術活用促進法」に沿って、新たな生産方式への転換に向けた研究を進めるとともに、気象や土壌などの環境データの活用やスマート農業機械導入などの支援に取り組みます。

② 農業法人の新設や規模拡大等による経営の効率化

・地域内の担い手を確保するため、生産組合などの農地所有適格法人への移行・新設を促進します。

・現在の農地所有適格法人の安定した経営継続に向けて、経営規模拡大や法人形態の変更、事業継承等をさらに促進するため、関係機関による支援チームの整備や、優良事例の情報収集・提供や、法人間の調整を図ります。

③ 農作業の受委託促進

・農地所有適格法人等への基幹作業等の委託を促進し、作業の効率化と機械所有に係る負担軽減を図ります。

Ⅰ-1-(2) 需要に応じた米生産の促進

① 生産者自らの経営判断に基づく主食用米の生産

・全国的な需給見通しを勘案し、消費者や実需者等が求める妙高産米を生産者自らの経営判断に基づいて生産することができるよう、妙高市農業再生協議会において必要分の主食用米の作付目標面積を設定するとともに、需給見通し等の情報提供を行います。

・水稲品種については、用途や需要に応じてコシヒカリ以外の多様な品種の生産へ引き続き誘導します。

・昨今の高温や渇水等の異常気象に対応し、米の品質と収量の安定確保を図るため、新潟県が設置した「令和５年産米に関する研究会」で報告された、作期の分散や、品種構成の見直しや高温耐性品種への作付転換、施肥管理による後期栄養の確保、水管理による後期栄養の維持等の技術的対策や栽培管理に関する情報提供に努め、異常気象に対応した米づくりを推進します。

② 水田における非主食用米、麦、大豆、そば等の生産

・妙高市農業再生協議会の構成団体である集荷事業者等と連携し、国の交付金を最大限活用する中で、非主食用米（加工用米・米粉用米等）や麦、大豆、そば等の生産による地域の特色ある産地づくりに向け取組を推進します。

③ 国内外の新たな需要に向けた取組支援

・水田農業で需要拡大が期待される作物について、国の新市場開拓促進事業等を活用し、低コスト生産等の取組を支援します。

Ⅰ-1-(3) 園芸導入による経営の複合化

① 園芸作物の生産拡大

・主食用米の国内需要が減少する中、米だけに依存せず、経営基盤を強化していくため、「新潟県園芸振興基本戦略」に基づき、消費者ニーズに沿った魅力ある作物の栽培に取り組みます。

・国の交付金を最大限活用する中で、水田の収益力強化に向け、引き続き振興作物を中心に作付誘導を進めることで、経営の複合化を促進します。

・園芸作物（ナス、ピーマン、ネギ、ブロッコリー、トマトなど）の生産拡大に向けて必要な支援を行うとともに、品質向上と販路拡大に取り組みます。

② ほ場整備を契機とした園芸の導入促進

・県が、ほ場整備を契機とした受益面積 20%以上又は販売額の２割以上の園芸導入を推進しているため、本市においても、新規ほ場整備事業については、早期事業採択に向け、地元と協議・検討を重ねた上で、園芸の導入促進が図られる事業計画の作成に取り組みます。

③ 関係機関との連携による栽培技術指導

・市内の農産物直売所(四季彩館ひだなん・四季彩館みょうこう・妙高山麓直売センターとまと)での品揃えの充実と安定供給を目指し、少量多品目を基本に、県上越農業普及指導センター等の関係機関との連携により、生産者等への栽培技術指導をはじめ、販売拡大に向けた研修機会等を提供します。

Ⅰ-1-(4) 労働力の確保

① 多様な人材の活用

・地域の農業や農村維持への理解・関心を高められるよう、園児・児童・生徒等を対象に野菜・米作り等の学びの機会を創出するとともに、市民等を対象とした「野菜づくり教室」の充実を図るなど、地域農業を支える人材育成のため、県上越農業普及指導センターをはじめ、農業者・ＪＡ・直売所等の関係機関と連携して取り組みます。

・高校生や大学生など若年層の農業に対する理解を深め、農業への就業意識を高めることを目的に、農業大学等の学生や農業に関心の高いかたを対象とした就業体験実習（インターンシップ）や、農業に関心のあるかたの農業体験の受入調整に取り組みます。

・外国人労働者の受入や特定地域づくり事業協同組合による就農者派遣など、多様な人材確保について、情報提供や仕組みづくりの検討・支援を行います。

② 農福連携の促進

・農業における労働力の確保と、福祉が抱える障がい者や高齢者の社会参加促進のため、県上越農業普及指導センターや関係機関と、妙高市障がい者ワーキングネットワーク、高齢者団体等との連携を進めます。

・生活困窮者などが農業の就労体験を通じて、いきいきとした生活を送ることができるよう、受入可能な協力事業所の拡大を図ります。

■基本目標２：担い手の確保と育成

【現状・課題】

○農業経営体の法人化への取組が進められてきましたが、新たな法人設立や集落営農組織の設立に向けた動きが複数の地区であります。

○農業者の高齢化が進み、認定農業者も平成 29（2017）年をピークに減少傾向にあることから、新たな就農者の確保が必要です。

○農地所有適格法人の中には、設立から 15 年以上が経過し、設立時のメンバーがそのまま高齢化して営農の維持や後継者の確保に不安を抱えている法人もあります。

○法定化された人・農地プランである「地域計画」を市内 9 地区で策定し、10 年後の目標地図を作成しましたが、具体的な取組が求められています。

○地域計画においては、農地所有適格法人や認定農業者への期待が大きく、それらの担い手が効率的かつ継続的に営農ができるよう、担い手間での話し合いにより農地の集積にとどまらず集約化を大胆に進めていく必要があります。

【施策の展開方針】

○本市における農業経営を持続可能なものとするため、新たな農業者を確保するとともに、本市農業の中心となる経営体の育成を図ります。

○農地所有適格法人の構成員の高齢化や減少に対応し、持続可能な経営とするため、法人体制の強化を図ります。

○地域の中心的な担い手への農地集積と集約化を進めるため、担い手間の協議や合意形成に向けた支援を行います。

【施策の指標】

指標名	説　　明	現状値 （R5）	目標値 （R11）
農地所有適格法人数	市内に所在する農地所有適格法人の数（新規設立による増、統合等による減を加味）	17 法人	20 法人 以上
新規就農者の人数	認定新規就農者、法人就農者の人数（毎年）	5 人	5 人
担い手への農地集積率	農林水産省作物統計調査における市内耕地面積のうち担い手が耕作している面積の割合	49.8%	60.0% 以上

【施策の体系】

基本目標２	担い手の確保と育成

基本施策	個別施策
(1)新たな担い手・就農者の確保	①新規就農・就業者に対する支援
	②親元就農の促進
(2)担い手の育成	①経営感覚に優れた認定農業者の育成
	②農業経営体の組織化・法人化の促進
	③地域計画に基づく農地集積・集約化の促進
	④多様な農業者による生産活動

【個別施策の内容】

Ⅰ-2-(1) 新たな担い手・就農者の確保

① 新規就農・就業者に対する支援

・庁内関係課との連携により、就農情報の提供等を行うとともに、国の補助事業である「農業次世代人材投資資金」の交付等を通じて新規就農を促進します。

・新規就農者を雇用して研修を行う農業法人等に対しては、国の「雇用就農資金」等を活用し支援を行います。

・新規就農・就業者の農業経営の目標達成と定着のため、関係機関による巡回面談の実施や若手法人就業者交流会への参加を促します。

② 親元就農の促進

・即戦力となる担い手を確保するため、農家子弟や孫世代までの就農を促進します。

・機械導入に対する支援や、「農業次世代人材投資資金」により新規就農を促進します。

Ⅰ-2-(2) 担い手の育成

① 経営感覚に優れた認定農業者の育成

・農業経営に高い意欲を持ち、自らの創意工夫に基づいて経営の改善・発展を目指す農業者を掘り起こし、認定農業者として認定します。

・認定農業者の経営感覚を磨くため、認定農業者連絡協議会での交流や、優良事例の視察研修等を実施し、経営の改善・発展を支援します。

② 農業経営体の組織化・法人化の促進

・農業経営基盤を確立するため、認定農業者の法人化を促進します。

・地域農業を担う経営体が不足する中山間地域を中心に、集落営農の組織化を促進するとともに、農業法人の経営継続のため、課題の把握や相談対応、対応策の検討などについて関係機関と連携して取り組みます。

③ 地域計画に基づく農地集積・集約化の促進

・地域の農業のあり方や農地利用の姿を明確化した「地域計画」の実現に向けて、協議の場を継続的に開催することで、これまで守り続けてきた農地を可能な限り次世代に引き継ぎます。

・地域計画の中で作成された「目標地図」の達成に向けて、市や土地改良区、JA などの関係機関と担い手との話し合いや、農地中間管理機構の活用により、地域の中心となる担い手への農地の集積・集約化を促進し、生産コスト低減を図ります。

・集約化による農作業の効率化を図るため、交換分合※による耕作地の交換、賃料やほ場管理方法の統一等、地権者耕作者双方の合意形成を促します。

④ 多様な農業者の受入れと生産活動の確保

・地域農業や農村存続の基盤を支える、家族農業や小規模農家の経営の維持・継承に向けた支援を行うとともに、短期就農者や半農半 X 等の多様な農業者の受入に取り組み、多様な農業者による生産活動の確保を図ります。

※交換分合…細分・分散している農用地を、区画、形状、地番を変更することなく、地域ぐるみの交換によって広く使いやすい農用地にまとめること。

■基本目標３：六次産業化の促進と直売所の販売力強化

【現状・課題】

○本市においては、「味噌」や「かんずり」などの発酵食品の文化が根付いており、農村集落や各家庭で、地域資源である地域農産物を活用した発酵食品の製造が行われています。

○農業者や一部集落では六次産業化の取組が進められてきましたが、近年では取組者の高齢化や食品製造への関心の低下などにより、新たな商品造成や製造量の拡大などの取組が行われない状況となっています。

○このような中、新たな特産品の創出に向け、平成 28（2016）年から加工用ブドウの栽培に取り組み、ワイン醸造を行うまでになりましたが、高品質なワイン醸造に向け、原材料の品質向上と安定的な収量確保を図るための取組が必要です。

○今後、本市において遊休施設を活用したウイスキー蒸留所の整備が予定されており、原料となる大麦の栽培に取り組む農業者を確保する必要があります。また、六次産業化に取り組む個別農業者、農業法人等の事業の継続性や新たに六次産業化に取り組む個別農業者、農業法人等を確保し、地域農産物の販売促進を図る必要があります。

○市内には３つの直売所がありますが、各々の特色を活かした販売戦略を計画するとともに、消費者ニーズの把握や多様な農産物の提供のほか、直売所同士の連携により相乗効果を高め販売力強化に結び付ける必要があります。

【施策の展開方針】

○これまで培ってきた発酵食品や日本酒などの食文化のさらなる磨き上げと、これらを活用した六次産業化を促進します。

○加工用ブドウについては、品質の向上と収穫量の拡大を図るとともに、妙高産ワインの知名度向上と販売量や販路の拡大に取り組みます。

○安定的に原材料を確保するため、農業者や製造者、関係団体などと「地域協議会」を設立し、ワインやウイスキーのほか、新たな特産品創出のため関係者と連携し、栽培・加工に係る取組推進や販路の確保に取り組みます。

○市内直売所の連携事業や利用者の利便性向上に向けた施設整備に取り組みます。

○消費者や実需者等の需要に応え、園芸作物を安定供給するため、栽培技術指導をはじめ、生産から販売までの一連の支援を通じて園芸作物の生産拡大を図ります。

○生産者の高齢化対策として、新たな生産者の確保・育成に取り組みます。

○直売所の連携を図り、販売力強化に取り組みます。

【施策の指標】

指標名	説　　明	現状値 (R5)	目標値 (R11)
特産品として商品化された農産物・加工品数	国山村活性化支援事業や特産品創出を目的とした地域協議会により商品化・創出された品数	2 品	3 品以上
市内農産物直売所の年間売上額【再掲】	市内３直売所の売上額の合計 （ひだなん・とまと・みょうこう）	529,600 千円	683,050 千円以上

【施策の体系】

基本目標３	六次産業化の促進と直売所の販売力強化

基本施策	個別施策
(1)六次産業化商品の安定生産・ブランド化	①既存商品の認知度向上
	②地域協議会への加入者拡大
	③原材料栽培から販路確保までの一貫した支援
	④既存取組者の取り組み意欲の喚起
(2) 直売所整備・販売力強化	①計画的な生産出荷と品揃えの充実
	②新たな出荷者の確保
	③農産物の品質向上
	④魅力ある店舗づくりの継続と適切な施設の改修
(3)販路の拡大	①JA や関係機関との連携による販路の拡大
	②インターネットや SNS による情報発信の充実

【個別施策の内容】

Ⅰ-3-(1) 六次産業化商品の安定生産・ブランド化

① 既存商品の認知度向上

・地場産農産物を使用して製造された商品について、インターネットを活用した情報発信のほか、市内宿泊施設や飲食店で提供いただくことで認知度の向上を図ります。

② 地域協議会への加入者拡大

・ワイン及びウイスキーの原料となる、加工用ブドウ、大麦の安定生産を図るとともに、市内一部地域で栽培の取組があるヨモギの栽培拡大と商品化の検討を中心として六次産業化の促進による農家所得の向上を図るため、市内農業者の地域協議会への加入促進を進めます。

③ 原材料栽培から販路確保までの一貫した支援

・原材料の品質と収量を高めるため、県上越農業普及指導センターや関係機関との連携により、栽培技術等の向上を図るとともに、商品販路の確保まで一貫した支援を行います。

④ 既存取組者の取組意欲の喚起

・学習会の開催や指導・助言の機会を持つことで取り組み意欲を喚起します。

Ⅰ-3-(2) 直売所整備・販売力強化

① 計画的な生産出荷と品揃えの充実

・農業者の身近で貴重な販路である農産物直売所へ、消費者が求める園芸農産物の安定供給を図るため、県上越農業普及指導センターと連携して栽培技術指導を行うとともに、直売所の指定管理者との連携により売れ筋を見極めた上で、生産、販売計画についての指導を行い、品揃えの充実を図ります。

・直売所同士の連携イベントなどにより販売力強化に取り組みます。

② 新たな出荷者の確保

・直売所出荷者も高齢化しており、将来を見据えて新たな生産者を確保していく必要があることから、「野菜作り教室」の開催や直売所による地域説明会などで新たな出荷者の確保に取り組みます。

③ 農産物の品質向上

・園芸農産物の品質向上を図るため、県上越農業普及指導センターや JA と連携して栽培技術指導を進めます。

⑤ 魅力ある店舗づくりの継続と適切な施設の改修

・妙高産農産物の販売拠点・情報発信拠点である農産物直売所を PR するとともに、さらなる魅力アップを目指して、各直売所の立地環境、客層に合わせた店舗づくりに取り組み、必要に応じて適切な施設改修を実施します。

・四季彩館みょうこうの雪室や直売センターとまとの加工所の活用により、地場産農産物を使用した妙高ならではの特産品を開発する等、魅力あふれる商品を揃えた店舗づくりに取り組みます。

Ⅰ-3-(3) 販路の拡大

① JA や関係機関との連携による販路の拡大

・JA や関係機関との連携により、魅力的な商品の開発と販路の拡大を図るとともに、妙高市農業振興協議会において、県上越農業普及指導センター等と連携した栽培技術指導による農作物づくりを進めます。

・中山間地域での棚田米生産について、JA と連携し、高品質・良食味米の生産のみならず、その営農継続に向け、中山間地域の持つ多面的な機能とその重要性を消費者に理解してもらい、購買行動に繋げていく仕組みづくりに取り組みます。

② インターネットや SNS による情報発信の充実

・農産物の作付から生育状況、収穫状況等を含めて、消費者が「行ってみたい」、「食べてみたい」という関心を高める旬な情報や、ふるさと納税の返礼品の充実を図りながら、きめ細かく発信することにより、妙高産農産物の注目度と認知度向上を図ります。

基本指針Ⅱ	農村の保全と活用

■基本目標１：優良農地の確保と農地利用の最適化の推進

【現状・課題】

○認定農業者に対する意向調査では、ほ場整備や用排水路の整備等、農業生産基盤の整備・改善に対するニーズが高いという結果になっています。

○一方、農業者の高齢化と減少が続く中、生産基盤の整備・改善が行われず、生産効率の低い農地が広がる中山間地域やほ場整備から除外された未整備地域を中心に、農地や農業用施設の維持管理活動にかかる農業者の負担が大きくなるとともに、イノシシをはじめとする有害鳥獣による農作物等の被害が発生しており、耕作意欲の低下につながっています。

○特に山間地では、耕作放棄地の増加は地滑り災害等に直結する危険性が高いため、防災・減災面からも耕作放棄地の発生を抑制し、農地の保全と多面的機能の維持・発揮につなげることが求められています。

○そのため、今後も国・県の補助事業を活用しながら、未整備、一次整備のほ場の再整備に取り組むとともに、区画拡大や農業用施設の整備等、地域の実情や立地条件に応じた基盤整備を進め、優良農地の確保と適正な維持管理に努めていく必要があります。

○また、農業委員や農地利用最適化推進委員による農地パトロール等を通じて農地利用の最適化を推進し、遊休農地の発生抑制や再生を図っていく必要があります。

【施策の展開方針】

○生産効率が改善された優良農地を確保するため、国・県の補助事業を活用しながら、地域の実情や立地条件に応じた生産基盤の整備を推進します。

○農業の有する多面的機能を引き続き維持・発揮していくため、日本型直接支払制度等を活用した地域共同による農地・農村の保全活動を促進し、農村の維持に努めます。

【施策の指標】

指標名	説　　明	現状値 (R5)	目標値 (R11)
水田のほ場整備面積	計画期間内での水田のほ場整備面積	85.0 ha	122.7ha 以上
中山間地域における営農継続面積	中山間地域等直接支払の対象農用地面積	744.4ha	737.0ha 以上
【再掲】 担い手への農地集積率	農林水産省作物統計調査における市内耕地面積のうち担い手が耕作している面積の割合	49.8%	60.0% 以上
有害鳥獣による農作物被害額	有害鳥獣により被害を受けた農作物の被害額	312 千円	252 千円 以下

【施策の体系】

基本目標１　優良農地の確保と農地利用の最適化の推進

基本施策	個別施策
(1)優良農地の確保	①農業生産基盤の整備
	②農振・農用地区域の保全
(2)農地利用の最適化の推進	①地域計画に基づく農地集積・集約化の促進
	②耕作放棄地（遊休農地）の再生利用の促進と発生抑制
(3)日本型直接支払制度を活用した農村の維持	①多面的機能支払の活用の促進
	②中山間地域等直接支払の活用の促進
	③環境保全型農業直接支払の活用の促進
	④集落内、集落間連携による営農の促進
(4)鳥獣による農作物被害の防止	①総合的な被害防止対策の推進
	②地域ぐるみの被害防止活動の促進

【個別施策の内容】

Ⅱ-1-(1) 優良農地の確保

① 農業生産基盤の整備

・生産効率を高めるため、国・県の補助事業等を活用し、ほ場をはじめ農道や農業用施設等、地域の実情や立地条件に応じた生産基盤の整備を計画的に進めます。

・区画拡大や農業用施設の整備等、地域の実情や立地条件に応じた基盤整備を進めるため、市による５ha 未満のほ場整備への支援実施に向けた検討を行います。

② 農振・農用地区域の保全

・優良農地を維持確保するため、「妙高農業振興地域整備計画」に基づき、農業振興地域内の農用地区域の保全に努めるとともに、計画的な土地利用を推進します。

・農用地の除外目的変更については、地域計画達成に支障を及ぼさないことをはじめ、令和６（2024）年の農業振興地域の整備に関する法律の改正により、令和７（2025）年４月から運用のガイドラインに基づき、県の目標面積を確認しながら、慎重な審査を行います。

Ⅱ-1-(2) 農地利用の最適化の推進

① 地域計画に基づく農地集積・集約化の促進【再掲】

・法定化された人・農地プランである「地域計画」を市内９地区で策定し、毎年、協議の場を開催することで、これまで守り続けてきた農地を可能な限り次世代に引き継ぎます。

・地域計画の中で作成された「目標地図」の達成に向けて、市や土地改良区、JA などの関係機関と担い手との話し合いや、農地中間管理機構の活用により、地域の中心となる担い手への農地の集積・集約を促進し、生産コストの低減を図ります。

・集約化による農作業の効率化を図るため、交換分合による耕作地の交換、賃料やほ場管理方法の統一等、地権者耕作者双方の合意形成を促します。

② 耕作放棄地（遊休農地）の再生利用の促進と発生抑制

・耕作放棄地の中でも活用が見込める農地については、県・市の補助事業を活用し、再生利用を促進します。

・農業委員や農地利用最適化推進委員による農地パトロール等を通じて農地利用の最適化を推進し、遊休農地の発生抑制や再生を図ります。

Ⅱ-1-(3) 日本型直接支払制度を活用した農村の維持

① 多面的機能支払の活用の促進

・国土保全や水源かん養をはじめ、農業・農村が持つ多面的機能を維持・発揮するため、農地や水路等の地域資源の基礎的保全活動や、質的向上に向けた共同活動等を支援します。

② 中山間地域等直接支払の活用の促進

・中山間地域における生産条件の不利を補正し、個別農家の所得確保や営農体制の維持・強化に向けた体制づくりのほか、集落間での連携体制や農村 RMO※の研究・協議など、効率的な農地保全や集落機能の維持を支援します。

③ 環境保全型農業直接支払の活用の促進

・地球温暖化の防止や生物多様性保全を図るため、有機農業やカバークロップ、長期中干しなど環境保全効果の高い営農活動に取り組む団体を支援します。

④ 集落内、集落間連携による営農の促進

・集落単位を基本としつつ、集落内で困難な場合は、複数集落が連携した広域協定組織内における営農体制の構築に向けて、集落内・集落間での協議の場を開催します。

・棚田振興法の施行に伴い、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進について検討を行います。

※農村 RMO…複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

Ⅱ-1-(4) 鳥獣による農作物被害の防止

① 総合的な被害防止対策の推進

・「妙高市鳥獣被害防止計画」に基づいて、総合的な被害防止対策を推進します。

・捕獲活動や狩猟免許取得に対する支援を継続して行い、高齢化が進む捕獲に携わる人材の確保と育成に努めます。

・鳥獣被害の防止に有効な「電気柵」の貸出を行うとともに、設置研修等により適切な設置方法の指導に取り組みます。

・鳥獣被害の防止に有効な対策について、情報収集や実証実施などに取り組みます。

② 地域ぐるみの被害防止活動の促進

・市内での鳥獣被害発生状況を把握し、地域ごとの対策の検討や、実施体制の整備への支援を検討するとともに、鳥獣被害等の適切な情報提供を行います。また、緩衝帯の整備や農地の維持管理対策など、集落が主体となった有害鳥獣をほ場に近寄らせない取組を強化します。

■基本目標２：農地・農業用施設の適切な維持管理

【現状・課題】

○農業用施設の老朽化や農業者の高齢化・減少に伴い、地理的要因から農業生産条件が不利な中山間地域を中心に、農地や農業用施設の維持管理活動に係る農業者の負担がますます大きくなり、耕作放棄地の増加にもつながっています。

○特に山間地では、耕作放棄地の増加は地滑り災害等に直結する危険性が高いため、防災・減災面からも耕作放棄地の発生を抑制し、農地の保全と多面的機能の維持・発揮につなげることが求められています。【再掲】

○農業施策等に対する意向調査では、ほ場整備や用排水路の整備等、農業生産基盤の整備や改善が、当市の農業・農村の維持及び活性化に必要である、という回答が多いことから、整備事業への取組を促すことが重要となっています。【再掲】

○集落内の住民の高齢化や転出などにより、農村の維持が難しくなってきていることから、集落内での支援体制や広域協定組織への参加による集落間連携を強化し、継続的に農業生産、農村の維持ができる取組を進める必要があります。

○そのため、今後も日本型直接支払制度を始めとした各種事業に取り組み、農地・農業用施設の適切な維持管理を行っていく必要があります。

【施策の展開方針】

○「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施される、日本型直接支払制度を最大限に活用し、地域の共同活動を支援します。

【施策の指標】

指標名	説　　明	現状値 (R5)	目標値 (R11)
多面的機能支払における農地維持支払対象農用地面積	多面的機能支払における農地維持支払の対象農用地面積	1,832.88ha	1,827.41ha 以上
多面的機能支払における資源向上支払対象農用地面積	多面的機能支払における資源向上支払の対象農用地面積	1,811.10ha	1,789.31ha 以上
中山間地域における営農継続面積【再掲】	中山間地域等直接支払の対象農用地面積	744.4ha	737.0ha 以上

【施策の体系】

基本目標２	農地・農業用施設の適切な維持管理

基本施策	個別施策
(1)農地・農業用施設の適切な維持管理	①農地・農業用施設の適切な維持管理
	②農業用施設の長寿命化の取り組み支援

【個別施策の内容】

Ⅱ-2-(1) 農地・農業用施設の適切な維持管理

① 農地・農業用施設の適切な維持管理

・農地や農業用施設等を適切に維持管理するため、多面的機能支払制度を活用し、農地法面の草刈りや水路の泥上げ・軽微補修・ため池や付帯施設の保守管理等、地域共同による農地・農村保全管理活動を促進します。

・地域住民が力を合わせて行う農道や用排水路の整備、改良工事に対して、補助金交付や原材料支給による支援を行います。

② 農業用施設の長寿命化の取組支援

・農業用施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるため、多面的機能支払制度を活用し、水路の更新や未舗装農道の舗装等、施設の長寿命化のための活動を促進します。

基本指針Ⅲ	環境負荷を低減する農業の推進

■基本目標１：環境負荷を低減する農業の推進

【現状・課題】

○国では令和３（2021）年５月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050 年までに化学農薬使用量の 50％低減や、耕作面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25％に拡大すること等を目指すとしています。

○本市の環境保全型農業直接支払交付金については冬期湛水管理の実施が中心となっており、取組面積や取組団体も大きく増加せず令和６（2024）年度では取組面積が約 82ha となっています。

○令和５（2023）年度に実施した認定農業者に対するアンケートでは、有機農業など環境に配慮した農業について、「現在取り組んでおらず、今後も取り組むことはない」と「わからない」の合計が７割を超え、取組に前向きではない、または、理解が進んでいない状況にあります。

○減農薬・減化学肥料栽培や有機栽培は、慣行栽培に比べ品質・収量が安定しないことが普及の進まない要因となっています。

○市内の有機農業の面積は令和５（2023）年度で 2.5 ha で、そのうち 2.3 ha が有機 JAS 認定を受けていますが、農地全体に占める割合は耕地面積の１％にも満たない状況です。

○SDGs や環境に対する関心が高まる中で、農業の持続的発展と環境との調和の両立を図るため、化学農薬・化学肥料の低減と有機農業※の拡大に努める必要があります。

【施策の展開方針】

○将来の世代に安全で快適な環境を継承できるよう、環境と調和した持続可能な農業を推進します。

○みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減するため、環境保全型農業直接支払交付金、多面的機能支払交付金等を活用して、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い有機農業への移行や、水田からのメタン排出抑制などの取組を進めます。

【施策の指標】

指標名	説　　明	現状値（R5）	目標値（R11）
有機農業に取り組む面積	有機 JAS に基づく有機農業に取り組む面積	2.3ｈａ	3.8ｈａ以上
特別栽培農産物等生産面積	新潟県特別栽培農産物認証制度を受けた生産面積	80.5ｈａ	105.5ｈａ以上
環境保全型農業の取組面積	環境保全型農業直接支払制度による取組面積	68.0ｈａ	115.0ｈａ以上

※有機農業：化学的に合成された肥料と農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負担をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

【施策の体系】

基本目標１	環境負荷を低減する農業の推進

基本施策	個別施策
(1)直接支払交付金を活用した環境に優しい農業の推進	①環境保全型農業直接支払交付金の活用
	②多面的機能支払交付金の活用
(2)農業者及び消費者の理解促進	①農業者への「みどりの食料システム戦略」の理解促進
	②消費者理解に向けた取組

【個別施策の内容】

Ⅲ-1-(1) 直接支払交付金を活用した環境に優しい農業の推進

① 環境保全型農業直接支払交付金の活用

・令和７（2025）年度の制度改正に伴う重点的な支援を農業者へ周知し、慣行栽培から有機栽培への転換を促します。また、カバークロップやリビングマルチなど緑肥の施用を推奨します。

② 多面的機能支払交付金の活用

・令和７（2025）年度の制度改正に伴い、長期中干しや夏期湛水、冬期湛水などの制度や取組による効果、支援内容を周知し、取り組む集落や面積の拡大により、生物多様性の保全と温室効果ガスの抑制を図ります。

Ⅳ-1-(2) 農業者及び消費者の理解促進

① 農業者への「みどりの食料システム戦略」の理解促進

・「みどりの食料システム戦略」に基づき、農業者や地域が環境負荷の低減に向けて取り組む機運を高めるとともに、有機農業を行う生産者の掘り起こしと、さらなる普及促進を図ります。

・農業者や地域の取組を支援する「みどり認定」の取得や、CO2 の排出削減量、吸収量を国が認証し取引するＪクレジットの取組を促進します。

② 消費者理解に向けた取組

・有機農業や減農薬などの環境と調和した農業による農産物の生産や必要性について、幼少期からの食育や、直売所での有機農産物などの販売を通じて、消費者の理解醸成を図ります。

基本指針Ⅳ	交流・体験から移住・定住と就農への促進

■基本目標１：都市と農村の交流拡大

【現状・課題】

○本市の都市農村交流は、妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会が中心となって「ハートランド妙高」を拠点に農家民泊・農村生活体験に加え、地域の魅力を伝える探究学習プログラムなどに取り組んでいますが、コロナ禍を機に受入実績は減少していることから、利用者ニーズの把握に努めるとともに、地域資源の魅力を活かした体験メニューの充実など、交流・関係人口の拡大を図る必要があります。

○人口減少や高齢化が著しい地域において、都市住民との交流活動は、生活や文化の価値を再認識し、地域の誇りを育む機会となっていることに加えて、地域の活性化に寄与していますが、体験活動を受け入れる家庭や活動を牽引する人材の高齢化が進んでいることから、民泊受入家庭の拡大や関係機関と連携した広域での受け入れ環境整備に取り組むなど、受入体制の強化を図る必要があります。

○大滝荘や深山の里、長沢茶屋等の地域活性化施設は、地域住民と都市住民の交流活動拠点となっていますが、施設も老朽化し利用者数も横ばいの状況にあります。利用者の拡大に向け、地域、施設の魅力を打ち出した取組の拡大や情報発信の充実、利便性の向上を図る施設整備などに取り組む必要があります。

【施策の展開方針】

○教育体験旅行やワーケーション等の体験メニューの魅力向上を図り、交流・関係人口の拡大に取り組むとともに、企業への積極的な働きかけを行い、企業研修の誘致活動に取り組みます。

○民泊受入家庭の新規拡大や県内全域での広域連携体制の構築など、プログラムの受け入れに必要な人材育成や体制整備を行い、交流・関係人口の拡大を図ります。

○地域活性化施設の利用者及び売上拡大に向け、地域資源を活用した魅力的なイベントの実施と SNS を活用した積極的な情報発信に努めます。

○施設利用者の利便性向上と施設の長寿命化を図るため、妙高市公共施設等総合管理計画に沿った整備・更新に取り組みます。

【施策の指標】

指標名	説　　明	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ハートランド妙高利用人数	ハートランド妙高を核とした各種体験等の参加者数	5,289 人	7,000 人以上
民泊受入数	教育体験旅行ほか、交流事業での民泊利用者数	485 人	1,000 人以上
民泊受入軒数	民泊可能な家庭数	53 軒	60 軒
地域活性化施設の利用者数	大滝荘、深山の里、長沢茶屋、苗名の湯、そばの花の利用者数	33,708 人	40,000 人以上

【施策の体系】

基本目標１　都市と農村の交流拡大

基本施策	個別施策
(1)積極的な誘致活動の推進	①体験プログラムの充実
	②企業等に対する誘致活動の推進
(2)交流活動の拡充と受入体制の充実	①教育体験旅行等の受入拡大
	②情報発信の強化
(3)地域活性化施設の誘客の拡大	①魅力的なイベントの実施
	②利便性向上に向けた施設整備

【個別施策の内容】

Ⅳ-1-(1) 積極的な誘致活動の推進

① 体験プログラムの充実

・妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会、妙高ツーリズムマネジメントや関係機関との連携による地域の自然や文化、食などの資源を活かした魅力的な体験プログラムの提供や、テレワーク環境を活かした家族での長期滞在が可能な農業を基軸としたワーケーションメニューの充実を図ります。

・年間通じた利用者の獲得を目指し、関係機関との連携を強化し、冬期間の体験プログラムの充実を図ります。

② 企業等に対する誘致活動の推進

・都市部や地域の企業・団体と協働した「企業研修型ワーケーション」の企画・実施など、企業研修を扱う企業への誘致活動を推進します。

Ⅳ-1-(2) 交流活動の拡充と受入体制の充実

① 教育体験旅行等の受入拡大

・教育民泊、探究学習、SDGｓ学習など教育体験旅行の受入れ拡大を図るため、農家民泊受入家庭の新規拡大に取り組むとともに、市内だけでなく広域連携による受入体制の整備を図ります。

・交流の推進に向け地域における担い手が高齢化している中で、知識や技術を次世代へ継承するため、都市部からの若者の受入れや地域のネットワークづくり、デジタル技術の活用など人材育成に努めます。

② 情報発信の強化

・ターゲット別に有効な媒体の違いを踏まえて、情報が効果的に届くように戦略的な広報活動を行います。

Ⅳ-1-(3) 地域活性化施設の誘客拡大

① 魅力的なイベントの実施・情報の発信

・地域内外のかたによる地域資源の発掘と、「地域らしさ」の再発見により、魅力的なイベントの企画・開催に努めます。

・SNS の活用により、日常の出来事や地域住民しか知らないような貴重で興味の沸く情報の発信に取り組みます。

② 利便性向上に向けた施設整備

・建設後 20 年以上を経過する各地域活性化施設について、施設の長寿命化に向け計画的な改修、更新に取り組みます。

・高齢者や障がい者など誰にでも優しく、利用しやすい施設への改修を検討します。

■基本目標２：暮らし体験から移住・定住と就農への促進

【現状・課題】

○平成 19（2007）年に整備した「クラインガルテン妙高」は、これまでに首都圏や関西圏等の都市住民を中心に延べ 70 組に利用され、妙高での暮らしが実践されています。

○施設の利用期間を最長５年から３年に短縮し回転率を高めたほか、全てのラウベにエアコンを完備し、利便性・快適性の向上を図っています。

○今後もより多くのかたから妙高での農業体験や田舎暮らし体験を実践いただくために、他市の施設等との差別化を図る必要があります。

○移住後の生活安定に向けて、移住者のニーズに応じた就業に関する情報提供や就農に向けた支援を行う必要があります。

○市内の農家民泊等に一定期間滞在し、働きながら地域との交流等を通じて妙高での暮らしや魅力を体験することができるふるさとワーキングホリデーは、移住・定住の促進や継続的に関りを持つことが期待できるため、引き続き実施していく必要があります。

【施策の展開方針】

○都市住民に対して、クラインガルテン妙高を通じて地域の魅力が感じられるよう、利用者の様子や生活環境などの情報発信を行います。

○クラインガルテン妙高で気軽に妙高暮らしを体験してもらうため、短期間（最長１カ月）の利用が可能な施設として２区画の運用を継続するとともに、移住・定住に関する各種支援制度についての情報提供や相談対応など総合的なサポートを行います。

○農業に関心のあるかたに対し、就農につながる支援や取組を推進します。

○ふるさとワーキングホリデーは、参加者が増えており、満足度や再訪意向が高いことから、農業や酒造など魅力ある業種を提供できるよう市内事業所との連携を推進します。

【施策の指標】

指標名	説　　明	現状値 (R5)	目標値 (R11)
クラインガルテン妙高利用者の移住・定住組数	クラインガルテン妙高利用者が市内へ定住した組数(前計画からの累計)	15 組	25 組以上
クラインガルテン妙高利用組数	ラウベ全 20 区画における利用組数	20 組	20 組
ふるさとワーキングホリデー参加者数	ふるさとワーキングホリデー参加者数	6 人	10 人

【施策の体系】

基本目標２	暮らし体験から移住・定住と就農への促進

基本施策	個別施策
(1)暮らし体験の促進	① ニーズを捉えた暮らし体験の実施
	②積極的な PR の実施
(2)移住・定住者の就農への促進	①就農者の受入促進
	②地域住民との交流による移住・定住と就農への促進

【個別施策の内容】

Ⅳ-2-(1) 暮らし体験の促進

① ニーズを捉えた暮らし体験の実施

・田舎暮らしに興味のあるかたや移住希望者等に向け、本市の魅力や生活環境を気軽に体験できるふるさとワーキングホリデーやクラインガルテン妙高の利用者の拡大を図るとともに、移住・定住と就農への促進に努めます。

② 積極的な PR の実施

・田舎暮らし情報誌への掲載、市のホームページや SNS 等を通じ、利用者の様子や生活環境、四季折々の情報を発信する等、積極的な PR に努めます。

・首都圏で開催される移住・定住関係イベント等に参加し、ふるさとワーキングホリデーやクラインガルテン妙高等の活用によるお試し移住支援の PR を行います。

Ⅳ-2-(2) 移住・定住者の就農への促進

① 就農者の受入促進

・庁内関係課と連携し、空き家や就農の情報に加え、地域との橋渡しや地域特有の生活情報の提供を行う等、妙高への移住・定住と就農に向けた総合的な相談、サポートを行います。

・首都圏での就農イベントへの参加等により、半農半Ｘや短期就農者の受入に取り組みます。

・特定地域づくり事業協同組合※との連携により、就農者の確保を図ります。

② 地域住民との交流による移住・定住と就農への促進

・周辺住民との交流や祭事、イベントへの参加を促し、妙高への愛着を醸成することで本市への移住・定住を促進します。

・移住後の生活安定に向けて、関係団体や地域住民との連携や、農地所有適格法人等への橋渡し等により、就農につなげていく取組を推進します。

※特定地域づくり事業協同組合…人口減少や流出により、市内の中小企業において労働者の確保が難しくなる中で、季節ごとの仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出する「特定地域づくり事業（人材派遣事業）」に取り組む組合。

第５章　計画の推進に向けて

1　計画の推進体制

本計画に基づく施策を展開し、基本理念や基本指針を実現するため、農業者、農業協同組合、行政、市民等が計画の趣旨や施策内容、基本的な役割を理解し、それぞれが主体的に取り組むことを基本としつつ、相互に連携しながら計画を推進していきます。

また、妙高市農業振興協議会※や妙高市農業再生協議会※等を通じ、関係団体間の施策調整や連携強化を図り、一体的な取り組みを推進します。

■各主体（関係団体）の連携イメージ

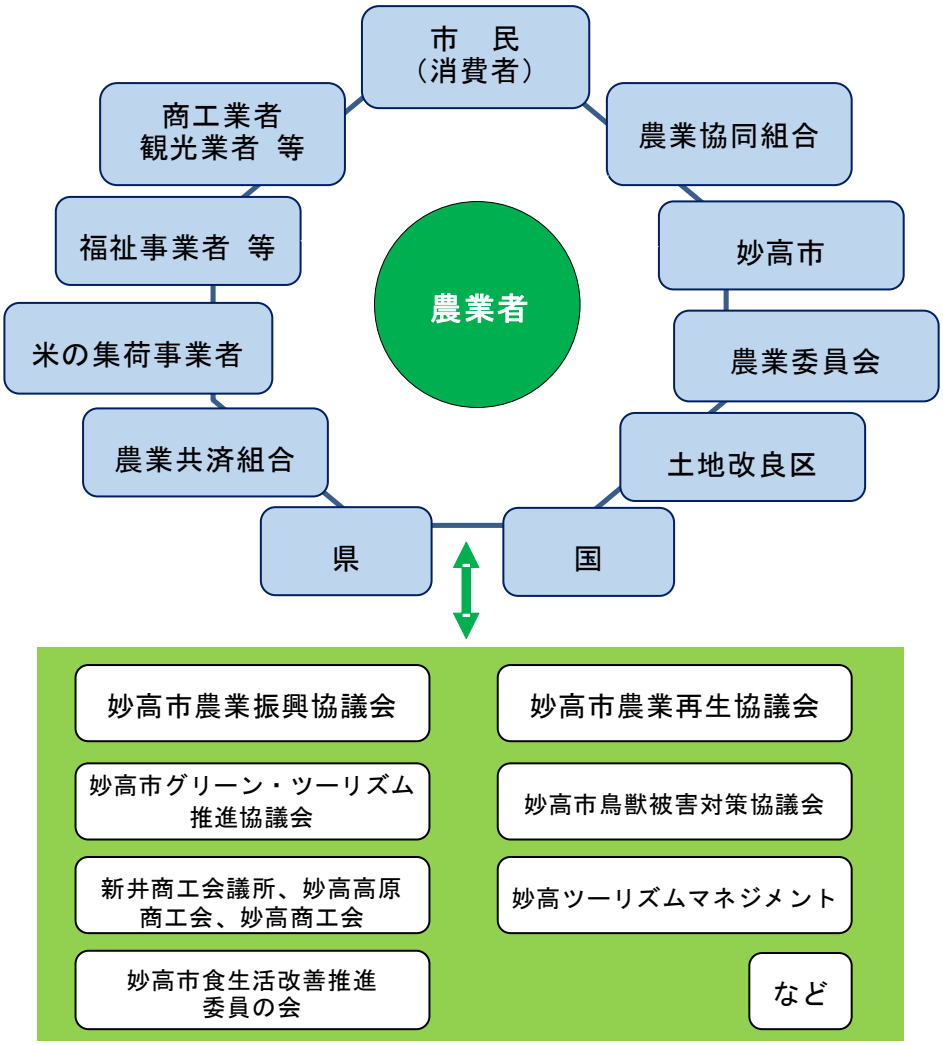

※妙高市農業振興協議会…農業の発展に寄与する基本施策の策定と、農業者の自主的な創意と努力を促す総合的な誘導施策の推進を目的として、市や農協、県、農業共済組合等で構成する組織。

※妙高市農業再生協議会…経営所得安定対策の推進や戦略作物の生産振興、米の需給調整の推進等を目的として、市や農業共済組合、農協、農業者等で構成する組織。

２　基本的な役割

◆農業者

○需要に応じた米生産の推進
○水田収益力強化ビジョンに基づく園芸作物導入による農業経営の複合化
○農地の集積・集約化、スマート農業の導入による農業経営の効率化
○環境保全型農業の推進
○農地や農業用施設、農村環境の保全

◆農業協同組合

○農産物等の有利販売、販路拡大
○農産物等の流通コストの削減
○生産資材の安価調達
○市場動向や消費者・実需者ニーズに対応した営農指導
○担い手の確保と育成

◆米の集荷事業者

○妙高産米の有利販売、販路拡大
○実需に基づく生産者への出荷依頼

◆土地改良区

○農業者や市と連携した農業生産基盤の維持管理と整備
○農地や水利の利用調整

◆農業共済組合

○農業共済制度の適切な運用
○農業者のリスク回避のための各種支援

◆市民（消費者）

○妙高産農産物の消費拡大
○「食べ残しゼロ」、残さの堆肥化等による環境負荷の軽減
○農業・農村が持つ多面的機能に関する理解度の向上
○農地等の保全管理活動への積極的な参画

◆事業者（商工・観光業者等）

○妙高産農産物の利用拡大、ＰＲ
○「食べ残しゼロ」等による環境負荷の軽減
○農商工連携の推進

◆事業者（福祉事業者等）

○農福連携・農高連携の推進
○福祉施設等での妙高産農産物の利用拡大、ＰＲ

◆国・県

○農業者への技術普及、営農指導

○市等と連携した具体的施策の推進

◆妙高市

○本計画に基づく施策の総合的な推進

○関係団体等との施策調整

○農業者や農業団体等の主体的な取り組みに対する支援

○担い手の確保と育成

◆妙高市農業委員会

○地域計画に基づく農地の集積・集約化のための利用調整

○農地利用の最適化

○農地の遊休化・荒廃化の防止

3　計画の進行管理

本計画に示した施策は、重要度や優先度等から判断し、実施に移していきます。実施にあたっては、妙高市統合マネジメントシステムに基づいて毎年策定する「主要事業計画」において、事業の目標や取組内容等を明らかにしていきます。

また、事業の成果や目標の達成状況、残された課題等を明らかにし、取組内容を継続的に改善していくため、妙高市統合マネジメントシステムに基づく行政評価（ＰＤＣＡサイクル※）により、進行管理していきます。

■計画の進行管理（ＰＤＣＡサイクル）のイメージ

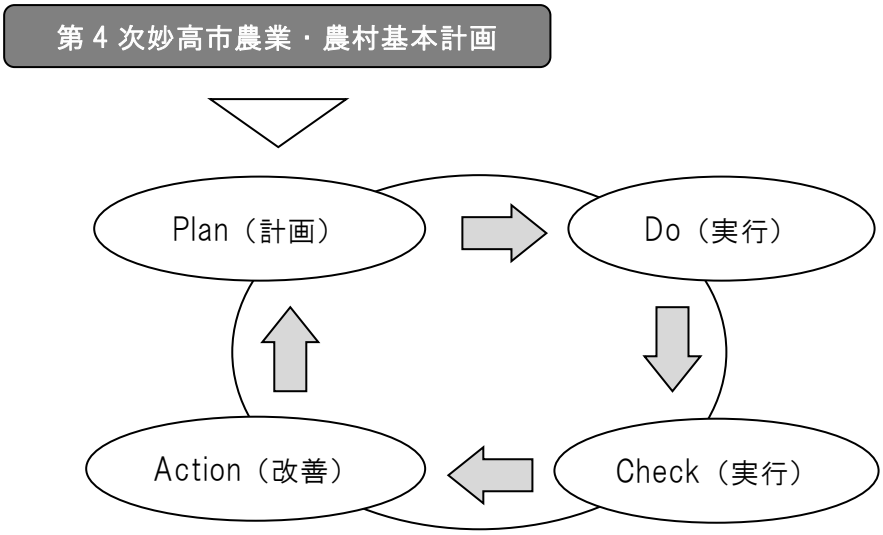

※ＰＤＣＡサイクルとは、Ｐｌａｎ（計画）→Ｄｏ（実行）→Ｃｈｅｃｋ（評価）→Ａｃｔｉｏｎ（改善）の一連の流れを繰り返し行うことで、事業を継続的に改善していくための手法です。

４　計画の見直し

農政の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法が改正され、現在、国の農業施策の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の見直しが行われています。本市の農業・農村施策は国の政策と連動して進めることが基本であるため、今後、国の農業・農村政策等の基本方向が大きく変化した場合においては、計画期間内であっても必要に応じて本計画の施策を見直すものとします。

第６章　資料編

１　計画の策定体制と策定経過

（１）策定体制

■委　員

役職	所　　属	氏　名
委 員 長	妙高市農業委員会　会長	霜鳥　勝範
副委員長	農産物直売施設（四季彩館ひだなん店長）	保坂　桂子
委　　員	認定農業者	丸山　　茂
委　　員	認定農業者	加藤謙太郎
委　　員	農事組合法人　坂口げんき農場	後藤　正直
委　　員	（株）ゆうき	安原　義之
委　　員	新規就農者代表	諸泉　祐子
委　　員	中山間地域等直接支払　下平丸寸分道集落協定　役員	浅井　尚子
委　　員	妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会　事務局長	舘野　智光
委　　員	えちご上越農業協同組合 頸南営農センター長	霜鳥　正紀
委　　員	水上土地改良区　事務長	杉原　千秋
委　　員	新潟県上越農業普及指導センター　普及指導員	早津　美和
委　　員	妙高市商工会　事務局長	宮下　鎮男
委　　員	一般社団法人妙高ツーリズムマネジメント　事務局長	関原　一義
委　　員	公募委員	村越　洋一

（敬称略、順不同）

■事務局

所　　属	氏　名
妙高市農林課　課長	高橋　正一
妙高市農林課　課長補佐	大沢　光紀
妙高市農林課農業振興係　係長	関　　聡美
妙高市農林課農業振興係　主査	道下　　進
妙高市農林課農地林政係　係長	小林　俊介
妙高市農業委員会事務局　次長	山口　　修

（２）策定経過

■農業施策等に関する意向調査

○期　間　　令和５年１０月２５日～令和５年１１月１７日

○配布数　　９１人（認定農業者（法人含む））

○回答者　　５８人（回収率：６３．７４％）

■農業・農村に関する消費者意向調査

○期　間　　令和６年７月１１日～令和６年７月２６日

○配布数　　４００人（２０代～７０代の男女各２００人）

○回答者　　１７３人（回収率：４３．２５％）

■第１回策定検討委員会

○期　日　　令和６年１１月１１日

○内　容　　・委員長、副委員長の選任について

・農業・農村基本計画の策定について

・第４次計画の達成状況について

・認定農業者・消費者の意向調査の結果について

■第２回策定検討委員会

○期　日　　令和７年１月１７日

○内　容　　・農業・農村基本計画（素案）の協議

■第３回策定検討委員会

○期　日　　令和７年２月１３日

○内　容　　・農業・農村基本計画（素案）の協議

■パブリック・コメントの実施（令和７年２月２６日～令和７年３月２５日）

２　意向調査結果

別冊のとおり

第５次妙高市農業・農村基本計画
作　　成　令和７年３月　妙高市
問い合わせ先　農林課　農業振興係
電話：0255-74-0027